

問題 0001 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 3

国民年金の第1号被保険者として原則正しいものはどれか。

- ア. 日本国内に住所を有する18歳以上65歳未満のすべての者。
- イ. 厚生年金保険に加入している会社員だけ。
- ウ. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない者。
- エ. 第2号被保険者に扶養される配偶者だけ。

正解 ウ

- ア: 年齢要件は原則20歳以上60歳未満。
  - イ: 会社員等は原則第2号被保険者。
  - ウ: 第1号被保険者は国内居住20～59歳を基本とし、第2号・第3号を除く。
  - エ: その者は要件を満たせば第3号被保険者。
- 総合解説: 自営業者、学生、無職者等が典型的な第1号被保険者となる。

問題 0002 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 2

国民年金の第2号被保険者について正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金保険の被保険者が原則として第2号被保険者となる。
- イ. 自営業者は年齢にかかわらず第2号被保険者となる。
- ウ. 被扶養配偶者は必ず第2号被保険者となる。
- エ. 厚生年金保険被保険者であっても国民年金とは全く無関係である。

正解 ア

- ア: 会社員・公務員等で厚生年金保険に加入する者が第2号被保険者。
  - イ: 通常は第1号被保険者。
  - ウ: 要件を満たせば第3号被保険者。
  - エ: 国民年金上は原則第2号被保険者。
- 総合解説: 基礎年金制度では厚生年金加入者も国民年金の第2号被保険者として位置付けられる。

問題 0003 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 2

厚生年金保険に加入して働く66歳の者が、すでに老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合の国民年金上の扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金保険の被保険者ではあっても、国民年金の第2号被保険者には該当しない。
- イ. 厚生年金保険に加入していれば年齢・受給権に関係なく必ず第2号被保険者。
- ウ. 第1号被保険者となり国民年金保険料を別途必ず納める。
- エ. 第3号被保険者となる。

問題 0004 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 1

35歳の会社員Aに扶養されている30歳の配偶者Bが、厚生年金保険の加入要件には該当せず、原則年収130万円未満である。Bの国民年金上の区分として正しいものはどれか。

- ア. Bは会社員本人ではないため、公的年金の被保険者にはならない。
- イ. Bは、第2号被保険者Aに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者として、第3号被保険者となる。
- ウ. Bは自分で国民年金保険料を納める第1号被保険者となる。
- エ. BはAの被扶養者であるため、Aと同じ第2号被保険者となる。

正解 ア

- ア: 65歳以上で老齢基礎年金等の受給権を有する厚生年金被保険者は国民年金第2号から除かれる。
- イ: 65歳以上の一定受給権者は第2号から除外。
- ウ: 厚生年金加入者であり第1号にはならない。
- エ: 被扶養配偶者ではない。

総合解説: 厚生年金の被保険者資格と、国民年金第2号被保険者資格は65歳以後に完全には一致しない。

正解 イ

- ア: 被扶養配偶者には第3号被保険者制度がある。
- イ: Bは年齢・扶養関係等の要件を満たすため第3号被保険者となる。
- ウ: 要件を満たす被扶養配偶者は第3号。
- エ: 第2号は厚生年金保険の被保険者本人。

総合解説: 第3号被保険者は、第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者で、本人が厚生年金の加入要件を満たさない場合に該当する。

問題 0005 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 2

- 第3号被保険者の収入要件について、日本年金機構の一般的な案内として正しいものはどれか。
- ア. 年収500万円未満なら必ず第3号となる。
  - イ. 原則として年収130万円未満であることが目安となる。
  - ウ. 収入額は一切問われない。
  - エ. 年収130万円未満なら、本人が厚生年金加入要件を満たしても必ず第3号となる。

正解 イ

- ア: 基準から大きく外れる。
- イ: 第3号被保険者は被扶養配偶者であり、原則年収130万円未満。
- ウ: 被扶養認定の収入要件がある。
- エ: 本人が厚生年金加入要件を満たせば第2号となり、第3号ではない。
- 総合解説: 年収130万円未満でも短時間労働者等として厚生年金に加入すれば第2号となる。

問題 0006 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 1

- 第3号被保険者の国民年金保険料について正しいものはどれか。
- ア. 第3号被保険者本人が国民年金保険料を個別に納付する必要はない。
  - イ. 第1号被保険者と同額を毎月本人が納付する。
  - ウ. 配偶者の給与から第3号本人分として定額17,920円が必ず追加控除される。
  - エ. 第3号期間は保険料未納期間として扱われる。

正解 ア

- ア: 第3号期間は制度全体で基礎年金拠出金等により負担され、本人の個別納付はない。
- イ: 第3号本人の個別納付はない。
- ウ: そのような個別定額控除ではない。
- エ: 老齢基礎年金額計算では保険料納付済期間に含まれる。
- 総合解説: 第3号期間は老齢基礎年金の年金額計算上、保険料納付済期間として扱われる。

問題 0007 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 2

- 日本国内に住む22歳の大学生で、厚生年金保険に加入しておらず、第2号被保険者の被扶養配偶者でもない者の国民年金上の区分として正しいものはどれか。
- ア. 第1号被保険者。国内居住の22歳学生で第2号・第3号に該当しない場合の区分。
  - イ. 国民年金の被保険者ではない。学生であること自体を適用除外理由とする。
  - ウ. 第2号被保険者。厚生年金加入がないのに第2号とする。
  - エ. 学生納付特例の申請時だけ被保険者となる。保険料猶予と資格取得を混同する。

正解 ア

- ア: 学生も20歳以上60歳未満で第2号・第3号でなければ第1号。  
イ: 20歳以上なら原則加入。  
ウ: 厚生年金保険に加入していない。  
エ: 学生納付特例は保険料納付を猶予する制度で、資格自体とは別。
- 総合解説: 学生納付特例は被保険者資格を免除するのではなく、保険料納付を猶予する制度。

問題 0008 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 1

- 日本国内に住所を有する30歳の外国籍の者で、厚生年金に加入せず、第3号被保険者にも該当しない場合について正しいものはどれか。
- ア. 国籍にかかわらず、原則として国民年金第1号被保険者となる。
  - イ. 日本国籍がなければ国民年金には一切加入できない。
  - ウ. 外国籍の者は全員第2号被保険者となる。
  - エ. 外国籍の者は保険料納付義務がない。

正解 ア

- ア: 国民年金の強制加入は国籍ではなく国内住所・年齢等で判定する。  
イ: 外国籍でも原則適用。  
ウ: 就労・厚生年金加入等で区分を判定する。  
エ: 第1号なら原則納付義務がある。
- 総合解説: 社会保障協定や在留資格による例外はあるが、国籍だけで一律除外されない。

問題 0009 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 2

国民年金の第2号被保険者について、年齢との関係を説明したものとして最も適切なのはどれか。

ア. 第2号も必ず20歳以上60歳未満だけに限定される。

イ. 第2号は65歳以上でも老齢年金受給権の有無を問わず必ず継続する。

ウ. 第2号は60歳到達と同時に必ず終了する。

エ. 厚生年金保険の被保険者であれば20歳未満でも第2号となり得る一方、65歳以上で老齢基礎年金等の受給権を有する者は第2号から除かれる。

問題 0010 6-1 被保険者・適用 / 第1号・第2号・第3号被保険者 難易度 2

58歳の第3号被保険者の配偶者が65歳に到達し、その配偶者が老齢基礎年金の受給資格を満たしている。本人の国民年金上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア. 本人が60歳未満でも第3号被保険者のまま自動的に継続する。

イ. 本人も同日に第2号被保険者となる。

ウ. 本人の国民年金資格は60歳まで完全に消滅する。

エ. 第3号被保険者ではなくなり、他の要件を満たさなければ第1号被保険者への切替手続が必要となる。

正解 エ

ア: 厚生年金加入者は20歳未満でも第2号となり得る。

イ: 一定受給権者は除外。

ウ: 厚生年金加入が続けば60歳以後も第2号となり得る。

エ: 第2号は第1号・第3号のように単純な20～60歳区分ではない。

総合解説: 3区分の年齢要件を横断比較する問題は社労士試験で重要。

正解 エ

ア: 扶養する側が第2号でなくなる。

イ: 本人の厚生年金加入がなければ第2号ではない。

ウ: 第1号へ切替となる。

エ: 扶養する配偶者が国民年金第2号でなくなるため第3号資格も失う。

総合解説: 第3号は配偶者側の第2号資格に連動する。

問題 0011 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 3

日本国内に住所を有する者が60歳以後に国民年金へ任意加入する場合の基本要件として正しいものはどれか。

ア. 60歳以上なら厚生年金加入中でも必ず同時に任意加入できる。  
イ. 老齢基礎年金を繰上げ受給中でも自由に任意加入できる。  
ウ. 納付済月数がすでに480月でも増額目的で無制限に加入できる。  
エ. 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けておらず、20歳から60歳までの保険料納付月数が480月未満で、厚生年金等に加入していないこと。

正解 エ

ア: 厚生年金等加入者は対象外。  
イ: 繰上げ受給者は対象外。  
ウ: 480月未満が要件。  
エ: 国内60～64歳の任意加入には複数要件がある。

総合解説: 任意加入は受給資格確保・年金額増額のための制度で、満額を超えて基礎年金加入月を増やす制度ではない。

問題 0012 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 1

国民年金の任意加入について正しいものはどれか。

ア. 原則として申出のあった月から加入し、過去に遡って任意加入することはできない。  
イ. 60歳到達後5年以内なら60歳時点まで自由に遡って加入できる。  
ウ. 65歳直前に申し出れば60歳からの5年分をまとめて任意加入扱いにできる。  
エ. 任意加入は事業主が自動的に開始する。

正解 ア

ア: 任意加入は申出による将来加入。  
イ: 遡及加入は不可。  
ウ: 申出月から。  
エ: 本人の申出が必要。

総合解説: 過去の未納を埋める制度は追納等であり、任意加入の遡及とは異なる。

問題 0013 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 2

国民年金の任意加入被保険者について正しいものはどれか。

- ア. 任意加入者は所得に関係なく必ず全額免除となる。
- イ. 原則として保険料免除・納付猶予・学生納付特例の対象とはならない。
- ウ. 学生であれば任意加入中も学生納付特例が当然適用される。
- エ. 任意加入期間は保険料を納めなくても納付済期間として扱われる。

問題 0014 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 1

海外に居住する日本国籍の者の国民年金任意加入について正しいものはどれか。

- ア. 海外に住むと日本国籍でも国民年金に加入する方法は一切ない。
- イ. 海外居住者は国籍を問わず必ず強制加入となる。
- ウ. 20歳以上65歳未満で、厚生年金保険等に加入していない者は任意加入できる。
- エ. 海外任意加入は60歳以上にしか認められない。

正解 イ

- ア: 免除制度の対象外。
  - イ: 任意加入は自ら加入を選択して保険料を納付する制度。
  - ウ: 任意加入者は学生納付特例を利用できない。
  - エ: 保険料納付が必要。
- 総合解説: 任意加入と強制加入の第1号被保険者では免除制度の利用可否が異なる。

正解 ウ

- ア: 任意加入可能。
  - イ: 国内住所要件が原則。
  - ウ: 海外居住で強制加入から外れても、日本国籍なら任意加入制度がある。
  - エ: 20歳以上65歳未満。
- 総合解説: 任意加入しない海外居住期間でも、日本国籍者の一定期間は合算対象期間となり得る。

問題 0015 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 1

65歳に達しても老齢基礎年金の受給資格期間10年を満たしていない者の特例任意加入について正しいものはどれか。

ア. 生年月日に関係なく全員70歳まで任意加入できる。  
イ. 65歳以後は受給資格不足でも国民年金に加入する方法はない。  
ウ. すでに受給資格10年を満たしていても年金額増額だけのため70歳まで特例加入できる。  
エ. 昭和50年4月1日以前生まれの者は、受給資格期間を満たすまで、原則70歳到達まで特例的に任意加入できる。

正解 エ

ア: 生年月日要件がある。  
イ: 特例任意加入がある。  
ウ: 65～70歳特例は受給資格不足者が対象。  
エ: 65～69歳の特例は受給資格確保が目的。

総合解説: 60～65歳の通常任意加入と65～70歳の特例任意加入では目的・要件が異なる。

問題 0016 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 3

62歳で老齢基礎年金を繰上げ受給している者が、年金額を増やすため国民年金に任意加入したいと申し出た。取扱いとして正しいものはどれか。

ア. 繰上げ受給中でも65歳まで自由に任意加入できる。  
イ. 任意加入すれば繰上げ受給の減額を取り消せる。  
ウ. 繰上げ受給をしているため、通常の60歳以上65歳未満の任意加入はできない。  
エ. 任意加入すると繰上げ年金が自動的に満額へ戻る。

正解 ウ

ア: 任意加入要件を満たさない。  
イ: 繰上げ減額は取り消せない。  
ウ: 繰上げ受給者は任意加入の対象外。  
エ: そのような制度ではない。

総合解説: 繰上げ受給の選択は任意加入の可否にも影響する。

問題 0017 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 3

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している者について、付加保険料の納付として正しいものはどれか。

ア. 任意加入被保険者は年齢にかかわらず付加保険料を絶対に納められない。  
イ. 65歳未満の任意加入被保険者は、要件を満たせば月額400円の付加保険料を納付できる。  
ウ. 付加保険料は第2号被保険者だけが納付できる。  
エ. 任意加入者は付加保険料を納めれば定額保険料を納めなくてよい。

正解 イ

ア: 65歳未満なら可能。  
イ: 第1号と65歳未満の任意加入者は付加保険料を納付可能。  
ウ: 第1号・一定の任意加入者が対象。  
エ: 定額保険料に上乗せする制度。

総合解説: 65歳以上の特例任意加入者は付加保険料の対象外。

問題 0018 6-1 被保険者・適用 / 任意加入被保険者 難易度 2

国民年金の任意加入制度の主な目的として最も適切なものはどれか。

ア. 障害基礎年金の障害等級を引き上げること。  
イ. 厚生年金の標準報酬月額を増額すること。  
ウ. 健康保険の被扶養者資格を取得すること。  
エ. 受給資格期間10年を確保したり、480月に満たない納付月数を増やして老齢基礎年金額を満額に近づけたりすること。

正解 エ

ア: 任意加入の目的ではない。  
イ: 国民年金の制度。  
ウ: 医療保険制度とは別。  
エ: 任意加入は受給権確保・年金額増額のための補完制度。

総合解説: 任意加入は老齢基礎年金の受給資格と年金額に直結する。

問題 0019 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 1

日本国内に住み、厚生年金に加入していない者が20歳になった場合の国民年金について正しいものはどれか。

ア. 20歳の誕生日の翌月1日に初めて資格取得する。  
イ. 本人が届出をするまで被保険者資格は発生しない。  
ウ. 20歳になった学生は卒業まで国民年金の対象外。  
エ. 原則として20歳の誕生日の前日に第1号被保険者資格を取得し、日本年金機構から加入のお知らせ等が送られる。

問題 0020 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 2

59歳の会社員が退職し、翌日から厚生年金に加入せず、第3号被保険者にもならない場合の国民年金の手続として正しいものはどれか。

ア. 退職日から2年以内ならいつ届けてもよい。  
イ. 60歳になるまで無保険のままでもよい。  
ウ. 前の会社が退職後の第1号届を必ず代行する。  
エ. 退職日の翌日から第1号被保険者となり、原則14日以内に加入・種別変更の手続きを行う。

正解 エ

ア: 誕生日の前日が20歳到達日。  
イ: 資格は法定要件で発生し、現在は原則機構が加入処理。  
ウ: 学生も第1号被保険者。  
エ: 年齢計算上、20歳到達日は誕生日の前日。  
総合解説: 20歳時点で第3号に該当する場合などは第1号加入のお知らせとは別の手続が必要。

正解 エ

ア: 原則14日以内。  
イ: 国内20～60歳未満なら第1号となる。  
ウ: 本人または世帯主が市区町村等で手続。  
エ: 第2号から第1号への切替は本人等が14日以内に行う。  
総合解説: 厚生年金資格喪失届と国民年金第1号加入手続は別の手続。

問題 0021 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 1

- 会社員である配偶者の被扶養配偶者となり、第3号被保険者の要件を満たした場合の手続として正しいものはどれか。
- ア. 本人が税務署へだけ届出をすればよい。
  - イ. 本人が国民年金保険料を市役所窓口で毎月現金納付すれば届出不要。
  - ウ. 配偶者の勤務先とは無関係に日本年金機構が必ず自動認定する。
  - エ. 配偶者の勤務先を通じて第3号被保険者関係届を提出する。

問題 0022 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 2

- 55歳の第3号被保険者の配偶者が会社を退職して第2号被保険者でなくなった。本人も厚生年金には加入していない。この場合の取扱いとして正しいものはどれか。
- ア. 配偶者が退職しても本人は60歳まで第3号のまま。
  - イ. 本人は第3号被保険者でなくなり、第1号被保険者への切替手続が必要となる。
  - ウ. 本人は自動的に第2号被保険者となる。
  - エ. 本人は国民年金制度から完全に外れる。

正解 エ

- ア: 年金の届出先ではない。
  - イ: 第3号の資格届が必要。
  - ウ: 勤務先を通じた届出が必要。
  - エ: 第3号の届出は第2号被保険者の勤務先経由。
- 総合解説: 健康保険の被扶養者届と一体的に手続することが多い。

正解 イ

- ア: 第2号配偶者を失うため第3号資格を喪失。
  - イ: 第3号は第2号である配偶者に扶養されることが前提。
  - ウ: 本人の厚生年金加入が必要。
  - エ: 国内20～60歳未満なら第1号となる。
- 総合解説: 第3号から第1号への種別変更漏れは未納期間発生の原因となる。

問題 0023 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 3

- 日本国籍を有する第1号被保険者が海外へ転出し、日本国内に住所を有しなくなった場合について正しいものはどれか。
- ア. 海外転出後も強制加入の第1号資格がそのまま必ず続く。
  - イ. 強制加入の第1号被保険者資格を喪失するが、20歳以上65歳未満なら任意加入できる場合がある。
  - ウ. 海外転出すると日本の年金加入歴がすべて消滅する。
  - エ. 海外転出者には任意加入制度がない。

問題 0024 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 2

- 国民年金第1号被保険者が60歳に到達する場合の資格について正しいものはどれか。
- ア. 65歳まで強制加入の第1号資格が当然に続く。
  - イ. 60歳到達後は老齢基礎年金の受給資格に関係なく自動的に任意加入となる。
  - ウ. 原則として60歳到達により強制加入の第1号被保険者資格を喪失する。
  - エ. 60歳到達で過去の保険料納付記録が消える。

正解 イ

- ア: 国内住所要件を失う。
  - イ: 第1号の国内住所要件を失うが、日本人海外居住者には任意加入制度がある。
  - ウ: 過去記録は残る。
  - エ: 日本国籍者には任意加入が可能。
- 総合解説: 海外在住日本人の20～60歳期間は任意加入しない場合でも合算対象期間となり得る。

正解 ウ

- ア: 60歳未満が基本。
  - イ: 任意加入は申出が必要。
  - ウ: 第1号被保険者は20歳以上60歳未満。
  - エ: 記録は年金額・受給資格に使用。
- 総合解説: 60歳以後に不足期間を補う場合は任意加入を検討する。

問題 0025 6-1 被保険者・適用 / 資格取得喪失・届出 難易度 2

57歳の第3号被保険者について、扶養している配偶者が65歳になり老齢基礎年金の受給権を有することとなった。正しい手続はどれか。

ア. 本人の年齢が60歳未満でも、第3号資格は配偶者が70歳になるまで続く。  
イ. 本人は任意加入被保険者へ自動的に切り替わる。  
ウ. 本人は配偶者の老齢厚生年金の被扶養者として国民年金保険料を納めなくてよい。  
エ. 配偶者が国民年金第2号被保険者でなくなるため、本人は第1号被保険者への切替手続を行い、60歳まで国民年金保険料を納付する。

正解 エ

ア: 配偶者が65歳で第2号から外れる場合がある。  
イ: 60歳未満なので強制加入第1号。  
ウ: 第1号への切替が必要。  
エ: 第3号資格は扶養する配偶者の第2号資格に依存。  
総合解説: 第2号・第3号の関係を年齢到達と結び付けて判断する。

問題 0026 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 2

令和8年度（2026年4月～2027年3月）の国民年金第1号被保険者の定額保険料として正しいものはどれか。

ア. 月17,510円が令和8年度額であり、令和7年度から据え置かれている。  
イ. 厚生年金保険料率18.3%を国民年金にも適用して、所得に率を乗じて決める。  
ウ. 令和8年度の定額保険料は月17,920円で、付加保険料を納める場合はさらに月400円を上乗せする。  
エ. 月17,920円には付加保険料400円が含まれており、追加納付はできない。

正解 ウ

ア: 17,510円は令和7年度額。  
イ: 国民年金第1号の保険料は年度ごとの定額。  
ウ: 令和8年度の定額保険料は17,920円、付加保険料は別途400円。  
エ: 17,920円は定額保険料で、付加保険料は別に上乗せ可能。  
総合解説: 年度ごとに改定されるため試験基準年度の金額を使う。

問題 0027 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 1

国民年金保険料の通常の納付期限として正しいものはどれか。

- ア. 納付対象月の当月15日。
- イ. 納付対象月の翌月末日。
- ウ. 納付対象年度の翌年12月31日。
- エ. 老齢基礎年金請求時まで期限はない。

問題 0028 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 2

国民年金第1号被保険者の定額保険料について正しいものはどれか。

- ア. 勤務先事業主が必ず半額を負担する。
- イ. 第3号被保険者と同様に本人の個別納付は一切ない。
- ウ. 原則として本人が定額保険料を納付するが、経済的に困難な場合には免除・納付猶予等の制度がある。
- エ. 所得が少なければ申請をしなくても自動的に全員免除となる。

正解 イ

- ア: 通常の納付期限ではない。
- イ: 国民年金保険料の法定納付期限は翌月末日。
- ウ: 月ごとの納付期限がある。
- エ: 納付期限が定められている。

総合解説: 口座振替の早割は当月末振替だが、通常納付期限とは別概念。

正解 ウ

- ア: 厚生年金の労使折半とは異なる。
- イ: 第1号は原則本人納付。
- ウ: 第1号は個別に定額保険料を納付する。
- エ: 申請免除は原則申請・承認が必要。

総合解説: 第1号の定額保険料と第2号の厚生年金保険料、第3号の個別負担なしを横断比較する。

問題 0029 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 2

- 国民年金の付加保険料として正しいものはどれか。
- ア. 定額保険料の10%を毎月上乗せする。
  - イ. 年額400円を1年に1回納付する。
  - ウ. 定額保険料に上乗せして月額400円を納付する。
  - エ. 月額2,000円を納付する。

問題 0030 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 2

- 付加保険料を120月納付した場合、将来の付加年金の年額として正しいものはどれか。
- ア.  $400円 \times 120月 = 48,000円$ を毎年受け取る。
  - イ.  $200円 \times 120月 = 24,000円$ 。
  - ウ.  $200円 \times 10年 = 2,000円$ だけを一時金として受ける。
  - エ. 定額保険料 $17,920円 \times 120月$ を全額年金として返還する。

正解 ウ

- ア: 定率ではなく月400円。
  - イ: 月額400円。
  - ウ: 付加保険料は月400円。
  - エ: 国民年金基金等と混同しない。
- 総合解説: 付加保険料は将来の付加年金を増やす少額上乗せ制度。

正解 イ

- ア: 400円は月の保険料額で、年金額算式は $200円 \times 月数$ 。
  - イ: 付加年金額は年額 $200円 \times 付加保険料納付月数$ 。
  - ウ: 月数で計算する年金。
  - エ: 積立返還制度ではない。
- 総合解説: 単純計算では付加年金を2年間受け取ると納付した付加保険料総額と同額になる。

問題 0031 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 1

付加保険料を納めることができる者として正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金保険の第2号被保険者は全員納付できる。
- イ. 国民年金第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者で、所定の除外に該当しない者。
- ウ. 第3号被保険者は本人の希望だけで月400円を納付できる。
- エ. 65歳以上の特例任意加入被保険者も必ず納付できる。

問題 0032 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 3

国民年金基金に加入している第1号被保険者が付加保険料も納めたいと申し出た場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 基金加入者は付加保険料を必ず同時に納めなければならない。
- イ. 基金加入の有無は付加保険料に一切影響しない。
- ウ. 国民年金基金加入者は付加保険料を納めることができない。
- エ. 基金加入者は付加保険料の代わりに厚生年金保険料を納める。

正解 イ

- ア: 第2号は対象外。
- イ: 付加保険料は主に第1号・一定の任意加入者が対象。
- ウ: 第3号は対象外。
- エ: 65歳以上の任意加入者は対象外。

総合解説: 加入区分によって付加保険料の可否が異なる。

正解 ウ

- ア: 併用できない。
- イ: 基金加入者は納付不可。
- ウ: 付加保険料と国民年金基金は併用不可。
- エ: 制度が異なる。

総合解説: 国民年金基金と付加年金は第1号向けの上乗せ年金として競合する。

問題 0033 6-2 保険料・免除 / 保険料・付加保険料 難易度 3

- 第1号被保険者が付加保険料の納付を申し出た場合の開始時期として正しいものはどれか。
- ア. 申出日の2年前まで自由に遡って付加保険料を納付できる。
  - イ. 申出した翌年度4月まで開始できない。
  - ウ. 原則として申出をした月分から納付を開始する。
  - エ. 20歳到達時に申出をしなかった者は生涯付加保険料を納められない。

正解 ウ

- ア: 遡及して開始はできない。
  - イ: 申出月から開始。
  - ウ: 付加保険料は申出月から。
  - エ: 後の申出月から開始できる。
- 総合解説: 任意加入と同様、付加保険料の申出は将来に向けて効力を持つ。

問題 0034 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 2

- 国民年金保険料の申請免除の種類として正しいものはどれか。
- ア. 全額免除と半額免除の2種類だけ。
  - イ. 3分の2免除と3分の1免除だけ。
  - ウ. 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除。
  - エ. 免除は全額免除しか存在しない。

正解 ウ

- ア: 4種類ある。
  - イ: 法定区分ではない。
  - ウ: 申請免除は4段階。
  - エ: 一部免除制度もある。
- 総合解説: 一部免除では残りの保険料を納付しないと未納扱いとなる。

問題 0035 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 3

国民年金保険料の申請による全額免除の所得審査について正しいものはどれか。

- ア. 本人の所得だけを見て配偶者・世帯主の所得は一切見ない。
- イ. 勤務先事業主の法人所得だけを審査する。
- ウ. 原則として本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準以下かを審査する。
- エ. 所得審査は行わず年齢だけで免除を決める。

問題 0036 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 3

国民年金保険料の納付猶予制度の年齢要件として正しいものはどれか。

- ア. 20歳以上30歳未満だけ。旧若年者納付猶予の年齢要件を現行制度に適用する。
- イ. 20歳以上60歳未満の全員。50歳未満という上限を無視する。
- ウ. 20歳以上50歳未満。現行の納付猶予制度の年齢要件。
- エ. 50歳以上65歳未満だけ。対象年齢帯を逆に捉える。

正解 ウ

- ア: 免除では配偶者・世帯主も審査。
- イ: 対象ではない。
- ウ: 申請免除は本人だけでなく配偶者・世帯主も審査対象。
- エ: 所得基準等がある。

総合解説: 学生納付特例は本人所得のみなので、申請免除との違いが重要。

正解 ウ

- ア: 旧若年者納付猶予の年齢と混同。
- イ: 50歳未満。
- ウ: 納付猶予は50歳未満が対象。
- エ: 逆。

総合解説: 納付猶予は本人・配偶者の所得で審査し、世帯主所得は原則問わない。

問題 0037 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 2

国民年金保険料の納付猶予制度の所得審査について正しいものはどれか。

- ア. 本人・配偶者・世帯主の3者を必ず審査する。
- イ. 原則として本人と配偶者の前年所得を審査し、世帯主の所得は審査対象としない。
- ウ. 本人だけを審査し配偶者所得は一切問わない。
- エ. 事業主の所得を審査する。

問題 0038 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 1

学生納付特例制度の所得審査について正しいものはどれか。

- ア. 原則として学生本人の前年所得を審査し、家族の所得の多寡は問わない。
- イ. 本人・配偶者・世帯主の全員の所得を必ず審査する。
- ウ. 学生であれば本人所得がどれだけ高くても自動承認される。
- エ. 親の所得だけを審査し本人所得は問わない。

正解 イ

- ア: これは申請免除の基本。
- イ: 納付猶予は本人・配偶者が対象。
- ウ: 配偶者も対象。
- エ: 対象外。

総合解説: 申請免除、納付猶予、学生納付特例は所得審査対象者が異なる。

正解 ア

- ア: 学生納付特例は本人所得のみ。
- イ: 申請免除との違い。
- ウ: 本人所得基準がある。
- エ: 本人所得が基準。

総合解説: 学生本人の所得基準は128万円 + 扶養親族等 × 38万円 + 社会保険料控除等。

問題 0039 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 1

学生納付特例の承認を受けた期間を追納しなかった場合、老齢基礎年金との関係として正しいものはどれか。

- ア. 受給資格期間には算入されるが、老齢基礎年金額の計算には反映されない。
- イ. 受給資格期間にも年金額にも全く算入されない。
- ウ. 全額納付期間と同じく年金額に100%反映される。
- エ. 年金額には反映されるが受給資格期間には入らない。

問題 0040 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 3

平成21年4月以後の国民年金保険料全額免除期間が老齢基礎年金額に反映される割合として正しいものはどれか。

- ア. 全額納付した場合の2分の1。
- イ. 全額納付と同じ100%。
- ウ. 全く反映されない。
- エ. 4分の3だけ反映される。

正解 ア

- ア: 学生納付特例は資格期間には入るが年金額には入らない。
  - イ: 受給資格期間には算入。
  - ウ: 追納しなければ年金額に反映しない。
  - エ: 逆。
- 総合解説: 納付猶予も同様に、追納しない限り年金額には反映されない。

正解 ア

- ア: 基礎年金の国庫負担2分の1を反映する。
  - イ: 全額免除は2分の1。
  - ウ: 納付猶予・学生納付特例とは異なり一部反映。
  - エ: 全額免除は2分の1。
- 総合解説: 平成21年3月以前の全額免除は3分の1であり、時期により反映率が異なる。

問題 0041 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 3

平成21年4月以後の一部免除期間について、残りの保険料を納付した場合の老齢基礎年金額への反映割合の組合せとして正しいものはどれか。

- ア. 一部免除は本人が実際に納めた割合だけをそのまま年金額に反映し、国庫負担分は考慮しない。
- イ. 4分の3免除は8分の5、半額免除は8分の6、4分の1免除は8分の7として年金額に反映される。
- ウ. 免除割合が大きいほど年金額への反映割合も大きくなるため、4分の3免除が8分の7、4分の1免除が8分の5となる。
- エ. 残りの保険料を納めれば、一部免除の種類にかかわらず全額納付と同じ100%反映となる。

問題 0042 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 1

4分の3免除の承認を受けた者が、免除されなかった4分の1相当の保険料を納付しなかった場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 4分の3免除の承認だけで自動的に年金額8分の5へ反映される。
- イ. 未納しても全額納付期間として扱う。
- ウ. その月は一部免除期間として扱われず、未納期間となる。
- エ. 未納した残額は事業主が必ず負担する。

正解 イ

- ア: 国庫負担分があるため単純な本人納付割合ではない。
- イ: 平成21年4月以後の正しい反映割合。
- ウ: 関係が逆で、より多く納付した方が反映割合も高い。
- エ: 一部免除期間は種類に応じた割合で反映。

総合解説: 一部免除は残りの保険料を納めて初めて免除期間として有効になる。

正解 ウ

- ア: 残額納付が必要。
- イ: 誤り。
- ウ: 一部免除は残額納付が必要。
- エ: 第1号保険料に事業主負担はない。

総合解説: 『免除承認』だけで完結する全額免除と、一部納付が必要な一部免除を区別する。

問題 0043 6-2 保険料・免除 / 免除・納付猶予・学生納付特例 難易度 1

前年に高い所得があった第1号被保険者が失業し、現在保険料納付が困難となった場合の申請免除について正しいものはどれか。

- ア. 失業等の事実を確認できれば、失業した本人の前年所得を除外して審査する特例が利用できる場合がある。
- イ. 前年所得が基準を超えていれば失業後も絶対に免除申請できない。
- ウ. 失業ただけで本人・配偶者・世帯主の所得を一切見ず全員自動全額免除となる。
- エ. 失業時は国民年金の被保険者資格そのものが消滅する。

問題 0044 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 2

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間について、追納できる期間として正しいものはどれか。

- ア. 直前1年分だけ。
- イ. 追納の承認月の前10年以内の期間。
- ウ. 20年以内なら自由に追納できる。
- エ. 追納制度は存在しない。

正解 ア

- ア: 失業・倒産・廃業等には特例免除がある。
- イ: 失業特例がある。
- ウ: 申請・他の審査対象者の所得確認等が必要。
- エ: 国内20～60歳未満なら第1号となり得る。

総合解説: 失業特例は所得審査上の特例であり、被保険者資格を免除する制度ではない。

正解 イ

- ア: 10年以内。
- イ: 追納は10年以内。
- ウ: 10年以内。
- エ: 免除等期間には追納制度がある。

総合解説: 追納により老齢基礎年金額を満額に近づけることができる。

問題 0045 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 2

- 免除等を受けた期間の保険料を追納する場合の加算額について正しいものはどれか。
- ア. 免除等の承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされる。
  - イ. いつ追納しても当時の保険料額だけで加算は一切ない。
  - ウ. 翌年度に追納した場合から必ず加算される。
  - エ. 追納額は現在の厚生年金保険料率18.3%で計算する。

問題 0046 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 1

- 令和8年度の国民年金保険料を口座振替で1年前納する場合について正しいものはどれか。
- ア. 毎月納付と同額で割引は一切ない。
  - イ. 納付額は17,920円だけで1年分を納付できる。
  - ウ. 納付額は210,530円で、毎月納付と比べ4,510円の割引となる。
  - エ. 1年前納はクレジットカードだけで、口座振替では利用できない。

正解 ア

- ア: 古い期間の追納には加算が付く。
  - イ: 3年度目以降は加算あり。
  - ウ: 3年度目以降。
  - エ: 国民年金の追納額の計算とは異なる。
- 総合解説: 早めの追納ほど加算額を避けやすい。

正解 ウ

- ア: 前納割引がある。
  - イ: 月額と混同。
  - ウ: 令和8年度口座振替1年前納の公式額。
  - エ: 口座振替でも利用可能。
- 総合解説: 前納額は年度で変わるため、固定知識ではなく基準年度を確認する。

問題 0047 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 2

令和8年度の国民年金保険料を口座振替の当月末振替（早割）で納付する場合について正しいものはどれか。

ア. 当月末振替にすると保険料が毎月400円増える。

イ. 通常17,920円のところ17,860円となり、1か月あたり60円割引される。

ウ. 早割では翌月末に振替え、割引はない。

エ. 早割を利用すると付加保険料を納められなくなる。

問題 0048 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 2

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除について、単胎妊娠の場合の免除期間として正しいものはどれか。

ア. 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。

イ. 出産月だけ1か月。

ウ. 出産月の3か月前から6か月間。

エ. 出産後1年間。

正解 イ

ア: 400円は付加保険料。

イ: 令和8年度早割は月60円の割引。

ウ: 当月末振替で60円割引。

エ: 付加保険料との併用自体を禁止する制度ではない。

総合解説: 前納・早割は納付方法による割引で、保険料免除とは別。

正解 ア

ア: 単胎は4か月。

イ: 4か月。

ウ: 多胎妊娠の扱い。

エ: 2026年10月施行予定の育児免除等と混同。

総合解説: 出産後に届出することもできる。

問題 0049 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 3

国民年金第1号被保険者が多胎妊娠の場合の産前産後保険料免除期間として正しいものはどれか。

- ア. 単胎と同じ前月から4か月間だけ。
- イ. 出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間。
- ウ. 出産日から6年間。
- エ. 多胎妊娠は産前産後免除の対象外。

問題 0050 6-2 保険料・免除 / 追納・前納・産前産後免除 難易度 2

国民年金の産前産後保険料免除期間について正しいものはどれか。

- ア. 保険料を納付したもものとして老齢基礎年金額に反映され、免除期間中でも付加保険料を納付できる。
- イ. 一般の全額免除と同じく老齢基礎年金額には2分の1しか反映されない。
- ウ. 年金額には一切反映されない。
- エ. 産前産後免除中は付加保険料を絶対に納められない。

正解 イ

- ア: 多胎は6か月。
  - イ: 多胎は6か月。
  - ウ: 期間が全く異なる。
  - エ: 対象で、単胎より長い。
- 総合解説: 単胎4か月、多胎6か月を区別する。

正解 ア

- ア: 一般の全額免除とは異なり、産前産後免除は納付済み扱い。
  - イ: 産前産後免除は納付済み扱い。
  - ウ: 全額反映。
  - エ: 付加保険料は納付可能。
- 総合解説: 子育て支援として保険料負担を免除しつつ年金額を保障する制度。

問題 0051 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 1

老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間として原則正しいものはどれか。

- ア. 保険料納付済期間だけで必ず25年以上。
- イ. 加入歴が1年あれば年齢だけで受給できる。
- ウ. 合算対象期間は受給資格期間に一切含まれない。
- エ. 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間などを合わせて10年以上。

問題 0052 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 1

老齢基礎年金の原則的な支給開始年齢として正しいものはどれか。

- ア. 65歳。
- イ. 60歳が原則で65歳は繰下げ開始年齢。
- ウ. 70歳が原則。
- エ. 年齢要件はなく10年加入した時点で直ちに支給。

正解 エ

- ア: 現行は免除・合算対象期間等を含め10年以上。
  - イ: 10年以上必要。
  - ウ: 合算対象期間も含まれる。
  - エ: 2017年8月から受給資格期間は25年から10年へ短縮。
- 総合解説: 受給資格期間と年金額計算対象期間は同じではない。

正解 ア

- ア: 老齢基礎年金は原則65歳から。
  - イ: 原則65歳。
  - ウ: 65歳。
  - エ: 原則65歳。
- 総合解説: 希望により60～64歳の繰上げ、66～75歳の繰下げを選べる。

問題 0053 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 2

20歳から60歳までの間に厚生年金保険の第2号被保険者であった期間について、老齢基礎年金との関係で正しいものはどれか。

- ア. 国民年金保険料を本人が別に納めていないため未納期間となる。
- イ. 原則として保険料納付済期間として受給資格期間および年金額計算に反映される。
- ウ. 受給資格期間には入るが年金額には絶対反映されない。
- エ. 厚生年金だけの期間なので老齢基礎年金とは無関係。

問題 0054 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 3

20歳以上60歳未満の第3号被保険者期間について、老齢基礎年金との関係で正しいものはどれか。

- ア. 本人が国民年金保険料を払っていないため全期間未納となる。
- イ. 受給資格期間には入るが年金額には反映されない。
- ウ. 第3号期間は厚生年金の報酬比例部分だけに反映される。
- エ. 本人が定額保険料を個別納付していなくても、保険料納付済期間として受給資格期間・年金額に反映される。

正解 イ

- ア: 第2号期間は納付済期間扱い。
  - イ: 第2号期間は基礎年金の納付済期間に含む。
  - ウ: 20～60歳の第2号期間は年金額にも反映。
  - エ: 基礎年金制度の第2号として反映。
- 総合解説: 公的年金の二階建て構造を理解するための基本論点。

正解 エ

- ア: 納付済期間扱い。
  - イ: 年金額にも反映。
  - ウ: 本人は厚生年金被保険者ではない。
  - エ: 第3号期間は納付済期間として扱う。
- 総合解説: 第3号被保険者制度は本人の個別保険料負担なしで基礎年金権を保障する。

問題 0055 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 1

国民年金保険料の納付猶予承認期間を追納しなかった場合、老齢基礎年金の受給資格との関係として正しいものはどれか。

- ア. 受給資格期間にも年金額にも一切含まれない。
- イ. 全額納付期間と同じ額が老齢基礎年金に反映される。
- ウ. 受給資格期間には算入される。
- エ. 納付猶予期間は必ず合算対象期間と呼ばれる。

問題 0056 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 3

老齢基礎年金の合算対象期間について正しいものはどれか。

- ア. 年金額には反映されるが受給資格期間には入らない。
- イ. 保険料納付済期間と完全に同じ扱いで年金額にも100%反映する。
- ウ. 受給資格期間には算入されるが、老齢基礎年金額の計算には反映されない。
- エ. 未納期間はすべて自動的に合算対象期間になる。

正解 ウ

- ア: 受給資格には含む。
- イ: 追納しなければ年金額には反映しない。
- ウ: 納付猶予は年金額に反映されないが受給資格期間には入る。
- エ: 法定の納付猶予期間であり合算対象期間とは別概念。

総合解説: 学生納付特例も同様に受給資格には入るが、追納しなければ年金額には反映しない。

正解 ウ

- ア: 逆。
- イ: 年金額には反映しない。
- ウ: いわゆるカラ期間。
- エ: 合算対象期間は法定の特定期間に限る。

総合解説: 受給資格確保のための経過的・補完的期間。

問題 0057 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 1

- 日本国籍を有する者が20歳から60歳までの間に海外に居住し、その期間に国民年金へ任意加入しなかった場合について正しいものはどれか。
- ア. 任意加入しなかった海外居住期間はどのような場合も完全な未納期間。
  - イ. 海外居住期間は保険料納付済期間として年金額に100%反映される。
  - ウ. 一定の要件の下で、その海外居住期間は老齢基礎年金の合算対象期間となり得る。
  - エ. 海外居住期間は厚生年金の標準報酬月額として扱う。

問題 0058 6-3 老齢基礎年金 / 受給資格 難易度 2

- 65歳直前の者の受給資格期間が9年6か月しかなく、昭和50年4月1日以前生まれである。老齢基礎年金の受給資格確保について正しいものはどれか。
- ア. 65歳時点で10年未満なら生涯受給資格を得る方法はない。
  - イ. 9年6か月でも10年とみなして自動的に満額支給される。
  - ウ. 特例任意加入は年金額を満額超に増やす目的で誰でも利用できる。
  - エ. 通常の任意加入等で65歳までに10年を満たせず要件に合えば、65歳以後70歳到達まで特例任意加入して10年を満たす余地がある。

正解 ウ

- ア: 合算対象期間となり得る。  
イ: 合算対象期間は年金額に反映しない。  
ウ: 日本人の海外居住20～60歳期間は代表的な合算対象期間。  
エ: 制度が異なる。
- 総合解説: 任意加入して保険料を納めれば年金額にも反映できる。

正解 エ

- ア: 特例任意加入がある。  
イ: 120月が必要。  
ウ: 受給資格不足者向け。  
エ: 受給資格不足者には65～70歳特例がある。
- 総合解説: 受給資格期間の不足と年金額の不足では任意加入の適用範囲が異なる。

問題 0059 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 2

- 昭和31年4月2日以後生まれの者が40年間の保険料をすべて納付した場合の令和8年度老齢基礎年金満額として正しいものはどれか。
- ア. 年額847,300円（月額70,608円）で、令和7年度から基礎年金は1.9%引き上げられている。  
 イ. 令和7年度の月額69,308円が令和8年度も据え置かれている。  
 ウ. 昭和31年4月1日以前生まれの満額70,408円（月額）が、すべての受給者に共通して適用される。  
 エ. 障害手当金の最低保障額1,271,000円を老齢基礎年金の満額として用いる。

問題 0060 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 2

- 老齢基礎年金の満額計算で基準となる20歳から60歳までの加入可能月数として正しいものはどれか。
- ア. 受給資格期間10年に相当する120月を、そのまま満額計算の基準月数とする。  
 イ. 障害・遺族厚生年金で用いる300月みなしを、老齢基礎年金の満額基準にも用いる。  
 ウ. 20歳から60歳までの40年を月数換算した480月が満額計算の基準となる。  
 エ. 任意加入可能期間まで含め50年相当の600月を満額計算の基準とする。

正解 ア

- ア: 昭和31年4月2日以後生まれの令和8年度満額は847,300円。
- イ: 令和8年度は1.9%引上げ。
- ウ: 生年月日区分により満額が異なる。
- エ: 給付種類が異なる。
- 総合解説: 生年月日により令和8年度満額が異なる点に注意する。

正解 ウ

- ア: 120月は受給資格の最低期間。
- イ: 制度が異なる。
- ウ: 40年×12月＝480月。
- エ: 満額基準は原則20～60歳の480月。
- 総合解説: 受給資格は120月、満額は原則480月という二つの基準を区別する。

問題 0061 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 2

昭和31年4月2日以後生まれで、20歳から60歳までのうち保険料納付済期間が240月、その他の算入期間がない者の令和8年度老齢基礎年金額として概算上正しいものはどれか。

- ア. 受給資格10年を超えているので満額847,300円。
- イ. 240月しかないため老齢基礎年金は一切受給できない。
- ウ.  $847,300円 \times 240月 \div 120月 = 1,694,600円$ 。
- エ. 満額 $847,300円 \times 240月 \div 480月 = 423,650円$ 。

問題 0062 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 2

平成21年4月以後の期間だけを考え、保険料納付済期間240月、全額免除期間240月の者の令和8年度老齢基礎年金額の計算として正しいものはどれか。

- ア.  $847,300円 \times 480月 \div 480月$ として全額免除も100%反映する。
- イ.  $847,300円 \times 240月 \div 480月$ として全額免除を完全に無視する。
- ウ. 全額免除期間があるため受給資格そのものを失う。
- エ.  $847,300円 \times (240月 + 240月 \times 1/2) \div 480月$ で計算する。

正解 エ

- ア: 受給資格と満額は別。
- イ: 10年を超えており受給資格はある。
- ウ: 分母は満額基準480月。
- エ: 納付済月数を480月で按分する。

総合解説: 年金額は受給資格を満たした後、納付・免除期間の反映割合で決まる。

正解 エ

- ア: 全額免除は2分の1。
- イ: 全額免除は2分の1反映。
- ウ: 免除期間は受給資格にも算入。
- エ: 平成21年4月以後の全額免除は2分の1反映。

総合解説: 免除期間の反映率を正確に式へ組み込む。

問題 0063 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 2

保険料納付済期間360月と、追納していない学生納付特例期間120月がある者の老齢基礎年金額について正しいものはどれか。

- ア. 学生納付特例120月も全額納付と同じく年金額に100%反映する。
- イ. 学生納付特例期間は受給資格期間にも含まれないため360月だけで受給資格を判定する。
- ウ. 受給資格期間は480月となるが、年金額の計算では原則360月分のみが反映される。
- エ. 学生納付特例期間が1月でもあれば老齢基礎年金は支給されない。

問題 0064 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 2

令和8年度の国民年金（基礎年金）の年金額改定について正しいものはどれか。

- ア. 令和7年度から1.9%引下げ。改定方向を逆に捉える。
- イ. 厚生年金の報酬比例部分と同じ2.0%引上げ。基礎年金と報酬比例部分の改定率が必ず一致するとみなす。
- ウ. 物価や賃金にかかわらず毎年度据え置き。年金額の改定ルールそのものを否定する。
- エ. 令和7年度から1.9%引上げ。令和8年度の国民年金（基礎年金）の改定率。

正解 ウ

- ア: 追納しなければ反映しない。
- イ: 受給資格には含む。
- ウ: 学生納付特例は追納しなければ年金額に反映しない。
- エ: そのような制限はない。

総合解説: 受給資格期間と年金額算入期間の違いを数値例で確認する。

正解 エ

- ア: 引上げ。
- イ: 基礎年金は1.9%、厚生年金報酬比例は2.0%。
- ウ: 毎年度改定の仕組みがある。
- エ: 令和8年度の基礎年金は1.9%増額改定。

総合解説: 令和8年度は名目手取り賃金変動率とマクロ経済スライドを反映した。

問題 0065 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 1

- 令和8年度の年金額改定で、物価変動率3.2%ではなく名目手取り賃金変動率2.1%を基準にした理由として正しいものはどれか。
- ア. 物価変動率は年金額改定に一切使われないから。
  - イ. 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回ったため、現役世代の負担能力との均衡から名目手取り賃金変動率を用いる法定ルールによる。
  - ウ. 国民年金保険料が17,920円だから自動的に2.1%となる。
  - エ. 厚生労働大臣が毎年自由裁量で好きな方の率を選べるから。

問題 0066 6-3 老齢基礎年金 / 年金額・改定 難易度 1

- 令和8年度の国民年金（基礎年金）の改定について正しい説明はどれか。
- ア. 名目手取り賃金変動率2.1%を基準にし、マクロ経済スライドの調整率マイナス0.2%を反映した結果、1.9%の引上げとなった。
  - イ. 物価変動率3.2%をそのまま適用し、マクロ経済スライドは行わなかった。
  - ウ. マクロ経済スライドで2.0%を上乗せしたため4.1%増となった。
  - エ. 基礎年金は令和8年度だけ法律上改定禁止で据え置きとなった。

正解 イ

- ア: 物価も改定指標。  
イ: 賃金が物価を下回る局面では賃金変動率を基準にする。  
ウ: 保険料額と改定基準は別。  
エ: 法律上の改定ルールに従う。
- 総合解説: 年金額改定は賃金・物価とマクロ経済スライドを組み合わせる。

正解 ア

- ア:  $2.1\% - 0.2\% = 1.9\%$ という関係。  
イ: 令和8年度は調整を実施。  
ウ: スライドは給付水準調整としてマイナス方向。  
エ: 1.9%引上げ。
- 総合解説: 年度改定の数値を単独暗記せず、改定ルールとの関係を理解する。

問題 0067 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 3

老齢基礎年金の繰上げ受給について正しいものはどれか。

- ア. 55歳から60歳までだけ繰上げできる。
- イ. 希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げ請求できる。
- ウ. 65歳以後に受給開始を遅らせることを繰上げという。
- エ. 老齢基礎年金には繰上げ制度がない。

問題 0068 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 2

昭和37年4月2日以後生まれの者が老齢基礎年金を繰上げる場合の減額率として正しいものはどれか。

- ア. 1か月につき0.7%。
- イ. 繰上げ1か月につき0.4%。
- ウ. 1か月につき0.5%で全世代共通。
- エ. 年齢にかかわらず減額率は0%。

正解 イ

- ア: 繰上げは60～64歳。
- イ: 原則65歳の年金を60～64歳に前倒し可能。
- ウ: それは繰下げ。
- エ: 制度がある。

総合解説: 繰上げると請求月に応じ減額率が決まり、生涯続く。

正解 イ

- ア: 0.7%は繰下げ増額率。
- イ: 2022年4月改正後の対象世代は月0.4%。
- ウ: 0.5%は昭和37年4月1日以前生まれ。
- エ: 繰上げは減額される。

総合解説: 生年月日境界を確認する。

問題 0069 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 2

昭和37年4月2日以後生まれの者が、65歳から60歳へ60か月繰上げて老齢基礎年金を請求した場合の減額率として正しいものはどれか。

- ア. 0.7%×60か月で42%減。繰下げの増額率0.7%を繰上げ減額率に用いる。
- イ. 0.5%×60か月で30%減。旧対象世代の減額率を全員に適用する。
- ウ. 5年早めても減額なし。繰上げ月数に応じる減額を否定する。
- エ. 0.4%×60か月で24%減。昭和37年4月2日以後生まれの者の最大減額率。

問題 0070 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 2

老齢基礎年金を繰上げ請求した後の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 65歳到達時に自動的に満額へ戻る。
- イ. いったん繰上げ請求すると、後から取り消して65歳の本来額へ戻すことはできない。
- ウ. 請求から1年以内なら理由を問わず取消可能。
- エ. 繰上げ後に任意加入して不足月数を埋めれば減額率も消える。

正解 エ

- ア: 0.7%は繰下げ率。
  - イ: 旧対象世代の率。
  - ウ: 繰上げ月数に応じ減額。
  - エ: 対象世代の最大減額率は24%。
- 総合解説: 減額された率は65歳以後も元に戻らない。

正解 イ

- ア: 減額は生涯続く。
  - イ: 繰上げは取消不可で減額が生涯継続。
  - ウ: 原則取消不可。
  - エ: 繰上げ後は任意加入・追納もできない。
- 総合解説: 繰上げは不可逆性が高いため、他年金・任意加入への影響も確認する。

問題 0071 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 1

- 老齢基礎年金を繰上げ請求した者について正しいものはどれか。
- ア. 繰上げ請求後は国民年金の任意加入や保険料の追納をすることができない。
  - イ. 繰上げ後こそ65歳まで任意加入が義務となる。
  - ウ. 繰上げ後でも10年前の免除期間を自由に追納できる。
  - エ. 繰上げ請求は国民年金保険料の納付制度には一切影響しない。

問題 0072 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 1

- 老齢基礎年金を繰上げ請求した後に、65歳前に持病が悪化して障害状態となった場合について正しいものはどれか。
- ア. 繰上げ請求日以後は、事後重症などによる障害基礎年金・障害厚生年金の請求ができなくなる。
  - イ. 繰上げ受給中なら障害基礎年金を必ず無条件で追加受給できる。
  - ウ. 繰上げを取り消せばいつでも事後重症請求できる。
  - エ. 障害年金との関係は65歳以後しか問題にならない。

正解 ア

- ア: 繰上げは将来の保険料追加納付の機会にも影響する。
- イ: 任意加入できない。
- ウ: 追納できない。
- エ: 任意加入・追納に制限。
- 総合解説: 任意加入や追納を予定している場合は繰上げ前に検討する必要がある。

正解 ア

- ア: 繰上げは障害年金の事後重症請求にも影響する。
- イ: 事後重症請求ができなくなる。
- ウ: 繰上げ自体を取り消せない。
- エ: 繰上げ時点から制限が生じる。
- 総合解説: 治療中の傷病がある者にとって繰上げ判断上の重要な不利益。

問題 0073 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 2

老齢基礎年金の繰下げ受給について、現行制度で正しいものはどれか。

- ア. 原則として66歳以後75歳まで繰下げでき、1か月につき0.7%ずつ増額される。
- イ. 60歳から65歳まで遅らせることを繰下げという。
- ウ. 1か月につき0.4%ずつ増額する。
- エ. 繰下げは70歳までしかできず、75歳は制度上存在しない。

問題 0074 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 2

65歳で受給権がある者が75歳まで120か月繰下げた場合の増額率として正しいものはどれか。

- ア.  $0.4\% \times 120$ か月で48%増。繰上げの減額率0.4%を繰下げ増額率に用いる。
- イ.  $0.7\% \times 60$ か月で42%増。70歳まで5年繰下げの値を75歳までの最大値とする。
- ウ. 120か月繰下げると100%減額。繰下げの効果を増額ではなく減額と捉える。
- エ.  $0.7\% \times 120$ か月で84%増。75歳までの原則最大増額率。

正解 ア

- ア: 最大120か月・84%増。
- イ: 65歳より後へ遅らせる制度。
- ウ: 0.4%は新しい繰上げ減額率。
- エ: 原則75歳まで。

総合解説: 一部の旧世代・既受給権者には上限70歳の経過措置がある。

正解 エ

- ア: 繰上げ率と混同。
- イ: 42%は70歳まで5年繰下げ。
- ウ: 増額される。
- エ: 現行制度の原則最大増額率。

総合解説: 70歳で42%、75歳で84%という関係を押さえる。

問題 0075 6-3 老齢基礎年金 / 繰上げ・繰下げ 難易度 2

- 老齢基礎年金に振替加算が付く者が繰下げ受給を選択した場合について正しいものはどれか。
- ア. 振替加算も本体と同じ0.7%ずつ必ず増額する。
  - イ. 繰下げ待機中でも振替加算だけは毎月支給される。
  - ウ. 振替加算がある者は繰下げ自体が禁止される。
  - エ. 振替加算額は繰下げによる増額の対象とならず、繰下げ待機期間中も受け取れない。

問題 0076 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 2

- 障害基礎年金の初診日要件として正しいものはどれか。
- ア. 初診日は必ず第1号被保険者期間中でなければならない。
  - イ. 初診日が厚生年金加入期間中であれば障害基礎年金は絶対に支給されない。
  - ウ. 請求日に国民年金加入者であれば初診日の時期は問わない。
  - エ. 初診日が国民年金加入期間、20歳前、または日本国内に住む60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間のいずれかにあること。

正解 エ

- ア: 増額対象外。
  - イ: 待機中は受給できない。
  - ウ: 繰下げは可能だが振替加算は増額対象外。
  - エ: 繰下げ増額は老齢基礎年金本体に対して行う。
- 総合解説: 老齢厚生年金の加給年金額も同様に繰下げ増額対象外。

正解 エ

- ア: 20歳前や60歳以上65歳未満の国内居住・非加入期間にも対象がある。
  - イ: 1・2級なら障害厚生年金と障害基礎年金の関係が生じ得る。
  - ウ: 初診日の位置が受給要件。
  - エ: 障害基礎年金は、初診日が法定の対象期間にあることが必要。
- 総合解説: 障害年金は『初診日にどの制度・期間にいたか』が給付体系を決める出発点となる。

問題 0077 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 3

障害基礎年金の対象となる障害等級として正しいものはどれか。

- ア. 1級だけ。2級を障害基礎年金の対象から除外する。
- イ. 1級から3級まで。障害厚生年金にある3級を障害基礎年金にも含める。
- ウ. 1級から5級まで。法定されていない4級・5級まで含める。
- エ. 1級または2級。障害基礎年金の対象となる障害等級。

問題 0078 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 2

障害基礎年金における障害認定日の原則として正しいものはどれか。

- ア. 初診日から1年6か月を経過した日であり、それ以前に傷病が治った場合は治った日となる。
- イ. 初診日の翌日。
- ウ. 必ず65歳の誕生日。
- エ. 請求書を提出した日。

正解 エ

- ア: 2級も対象。
- イ: 3級は障害厚生年金にはあるが障害基礎年金にはない。
- ウ: 法定等級ではない。
- エ: 障害基礎年金には3級はない。

総合解説: 障害基礎年金は1・2級、障害厚生年金は1～3級という横断比較が重要。

正解 ア

- ア: 障害認定日は原則初診日から1年6か月後。
- イ: 原則1年6か月後。
- ウ: 年齢65歳とは無関係。
- エ: 請求日と障害認定日は別。

総合解説: 症状固定等で『治った』と評価される場合には1年6か月より前が認定日となることもある。

問題 0079 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 2

障害基礎年金の原則的な保険料納付要件として正しいものはどれか。

- ア. 初診日の後に未納分をまとめて払えば必ず要件を満たす。
- イ. 保険料免除期間は一切算入できない。
- ウ. 初診日の前日に、初診月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合わせて3分の2以上あること。
- エ. 国民年金加入中なら納付状況を問わず必ず受給できる。

問題 0080 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 2

2026年4月10日時点の障害基礎年金の保険料納付要件に関する特例として正しいものはどれか。

- ア. 初診日に70歳未満なら直近5年間未納がなければよい。
- イ. 初診日が2036年3月末日までで、初診日に65歳未満なら、初診月の前々月までの直近1年間に未納がなければ要件を満たし得る。
- ウ. この特例は2026年4月時点ですでに終了している。
- エ. 直近1年特例は老齢基礎年金の受給資格だけに使う。

正解 ウ

- ア: 原則として初診日の前日で判定。
  - イ: 免除期間も算入する。
  - ウ: 納付要件は初診日の前日で判定する。
  - エ: 納付要件も必要。
- 総合解説: 初診日要件、障害状態要件、納付要件を分けて確認する。

正解 イ

- ア: 法定要件ではない。
  - イ: 3分の2要件を満たさない場合でも直近1年特例がある。
  - ウ: 2036年3月末までの初診が対象となり得る。
  - エ: 障害・遺族年金の納付要件特例。
- 総合解説: 原則3分の2と時限的な直近1年特例を区別する。

問題 0081 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 3

年金制度に加入していない18歳時に初診日がある傷病について、20歳前傷病による障害基礎年金の納付要件として正しいものはどれか。

- ア. 18歳時点から3分の2以上の保険料納付が必要。
- イ. 20歳になるまで国民年金保険料を遡って納付しなければ受給できない。
- ウ. 保険料納付要件は問われない。
- エ. 20歳前に初診日がある傷病は障害基礎年金の対象にならない。

問題 0082 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 2

2026年4月10日時点で、扶養親族等がない20歳前傷病による障害基礎年金受給者の所得制限について正しいものはどれか。

- ア. 前年所得が3,761,000円を超えると2分の1停止、4,794,000円を超えると全額停止となる。
- イ. 所得制限はなく、どれほど所得が高くても必ず全額支給。
- ウ. 年収850万円未満かどうかだけで支給停止を判定する。
- エ. 所得制限は配偶者の所得だけで判定し本人所得は見ない。

正解 ウ

- ア: 20歳前傷病では納付要件不要。
  - イ: そのような遡及納付要件はない。
  - ウ: 20歳前は国民年金の強制加入前であるため納付要件を求めない。
  - エ: 対象となり得る。
- 総合解説: 無拠出で受給できる代わりに、20歳前傷病には所得等による独自の支給制限がある。

正解 ア

- ア: 20歳前傷病は本人所得により支給制限される。
  - イ: 20歳前傷病には所得制限がある。
  - ウ: 850万円は生計維持要件の代表基準。
  - エ: 本人の前年所得で判定。
- 総合解説: 無拠出年金であるため、通常の障害基礎年金にはない所得制限が設けられている。

問題 0083 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 3

障害認定日に障害基礎年金の1級または2級に該当し、障害認定日による請求をした場合の支給開始時期として正しいものはどれか。

- ア. 初診日の翌月から必ず支給。
- イ. 障害認定日の翌月分から支給対象となる。
- ウ. 請求書を提出した月の当月分だけ支給。
- エ. 65歳になるまで支給されない。

問題 0084 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 1

障害認定日には2級以上に該当しなかったが、その後悪化して2級以上となった場合の事後重症請求について正しいものはどれか。

- ア. 65歳の誕生日の前々日までに請求し、要件を満たせば請求日の翌月分から支給される。
- イ. 障害認定日に該当しなければ、その後悪化しても受給できない。
- ウ. 事後重症でも障害認定日の翌月まで必ず遡って支給される。
- エ. 70歳になるまでいつでも事後重症請求できる。

正解 イ

- ア: 初診日ではなく障害認定日が基準。
- イ: 認定日請求では障害認定日の翌月から支給。
- ウ: 認定日請求は認定日の翌月から。
- エ: 65歳前でも要件を満たせば受給できる。

総合解説: 請求が遅れた場合の遡及支給は時効により原則5年分が限度となる。

正解 ア

- ア: 事後重症は請求により受給権が発生するため遡及しない。
- イ: 事後重症制度がある。
- ウ: 請求日の翌月から。
- エ: 65歳前の請求期限がある。

総合解説: 認定日請求と事後重症請求の支給開始時期を区別する。

問題 0085 6-4 障害・遺族・独自給付 / 障害基礎年金 難易度 2

昭和31年4月2日以後生まれの障害基礎年金受給権者について、令和8年度の年金額として正しいものはどれか。  
ア. 1級と2級は同額847,300円で、子の加算は存在しない。  
イ. 2級は847,300円、1級はその1.25倍の1,059,125円で、生計維持される対象子がいれば1人目・2人目は各243,800円、3人目以降は各81,300円が加算される。  
ウ. 3級が635,500円で、これが障害基礎年金の最低保障額である。  
エ. 配偶者がいるだけで障害基礎年金に配偶者加給243,800円が必ず付く。

正解 イ

ア: 1級は1.25倍、子加算あり。  
イ: 令和8年度の障害基礎年金額と子加算の正しい組合せ。  
ウ: 3級は障害厚生年金の等級。  
エ: 障害基礎年金は子の加算で、配偶者加給は障害厚生年金1・2級等。  
総合解説: 基礎年金は子加算、厚生年金は一定の配偶者加給という制度差も重要。

問題 0086 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 2

遺族基礎年金の死亡者側の要件として正しいものはどれか。  
ア. 国民年金被保険者である間の死亡は遺族基礎年金の対象外。  
イ. 死亡者が必ず65歳以上でなければならない。  
ウ. 老齢基礎年金を既に10年以上受給していなければならない。  
エ. 国民年金の被保険者である間に死亡した場合は、所定の保険料納付要件等を満たせば対象となり得る。

正解 エ

ア: 代表的な支給要件。  
イ: 在職・被保険者死亡には65歳要件はない。  
ウ: そのような受給年数要件はない。  
エ: 被保険者死亡は代表的な支給要件。  
総合解説: 死亡者側の要件と遺族側の『子のある配偶者・子』要件を分けて判定する。

問題 0087 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 2

国民年金の被保険者であった62歳の者が、日本国内に住所を有したまま死亡した場合の遺族基礎年金について正しいものはどれか。

- ア. 60歳到達で第1号資格を喪失したため、遺族基礎年金の対象になる余地はない。
- イ. 65歳未満で死亡すると遺族年金制度は一切適用されない。
- ウ. 海外居住か国内居住かはこの要件で一切関係しない。
- エ. 他の要件を満たせば、60歳以上65歳未満で国内住所を有する元被保険者の死亡として対象となり得る。

問題 0088 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 3

国民年金被保険者が死亡した場合の遺族基礎年金について、原則的な保険料納付要件として正しいものはどれか。

- ア. 死亡後に遺族が未納分をまとめて納付すれば必ず要件を満たす。
- イ. 免除期間は納付要件に一切算入されない。
- ウ. 死亡日の前日に、死亡月の前々月までの加入期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合わせて3分の2以上あること。
- エ. 死亡時に第1号被保険者なら未納状況を問わない。

正解 エ

- ア: 60～65歳未満国内居住の元被保険者にも要件あり。
  - イ: 誤り。
  - ウ: 国内住所要件がある。
  - エ: 被保険者資格喪失後60～64歳の国内居住者にも死亡者要件がある。
- 総合解説: 障害基礎年金の初診日要件にも類似する60～65歳未満国内居住・非加入期間の考え方がある。

正解 ウ

- ア: 死亡日の前日で判定。
  - イ: 免除期間も算入。
  - ウ: 短期の死亡者要件では原則3分の2。
  - エ: 納付要件がある。
- 総合解説: 一定の場合には65歳未満・直近1年未納なし特例もある。

問題 0089 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 1

遺族基礎年金を受け取ることができる遺族として正しいものはどれか。

- ア. 子のない配偶者でも年齢に関係なく必ず受給できる。
- イ. 死亡した者に生計を維持されていた子のある配偶者、または子。
- ウ. 父母・祖父母は子の有無に関係なく遺族基礎年金の優先受給者。
- エ. 兄弟姉妹まで生計同一なら対象。

問題 0090 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 2

遺族基礎年金における『子』の範囲として正しいものはどれか。

- ア. 大学在学中なら25歳まで自動的に子として扱う。
- イ. 18歳になった年度の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級の状態にある子。
- ウ. 20歳未満なら障害状態を問わずすべて対象。
- エ. 18歳になった誕生日当日に必ず資格を失う。

正解 イ

- ア: 遺族基礎年金は子のある配偶者または子。
- イ: 遺族基礎年金は子を中心とする給付。
- ウ: 対象遺族ではない。
- エ: 死亡一時金等とは範囲が異なる。

総合解説: 遺族厚生年金より対象遺族の範囲が狭い。

正解 イ

- ア: 就学だけで延長されない。
- イ: 年齢・障害状態の法定範囲。
- ウ: 通常は18歳年度末まで、障害1・2級なら20歳未満。
- エ: その年度の3月31日まで。

総合解説: 加給年金や障害基礎年金の子加算でも同様の年齢基準が登場する。

問題 0091 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 1

昭和31年4月2日以後生まれの子のある配偶者が遺族基礎年金を受ける場合、令和8年度の基本額として正しいものはどれか。

- ア. 635,500円に配偶者加給を加える。
- イ. 1,271,000円を一律支給する。
- ウ. 847,300円に子の加算額を加える。
- エ. 報酬比例部分の4分の3を基本額とする。

問題 0092 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 2

両親が死亡し、遺族基礎年金の対象となる子が2人だけ残った場合の年金額の考え方として正しいものはどれか。

- ア. 子1人ごとに847,300円と243,800円をそれぞれ全額支給する。
- イ. 配偶者がいないため遺族基礎年金は一切支給されない。
- ウ. 死亡者の報酬比例部分を2人で分割する。
- エ. 847,300円に2人目の子の加算243,800円を加えた額を、2人で等分する。

正解 ウ

- ア: 障害厚生年金3級等と混同。
- イ: 障害手当金最低保障額と混同。
- ウ: 令和8年度の基本額は老齢基礎年金満額と同額。
- エ: 遺族厚生年金の計算。

総合解説: 子の加算は1人目・2人目各243,800円、3人目以降各81,300円。

正解 エ

- ア: 総額を子の数で割る。
- イ: 子自身が受給対象。
- ウ: 遺族厚生年金の考え方。
- エ: 子だけが受給する場合は所定総額を子の数で割る。

総合解説: 子だけが受給する場合、1人目の子に『子の加算』を別建てせず、基本額 + 2人目以降加算を人数で割る。

問題 0093 6-4 障害・遺族・独自給付 / 遺族基礎年金 難易度 1

2026年4月10日時点で、遺族基礎年金の受給権を有する子に、その子と生計を同じくする父または母がいる場合の原則的な取扱いとして正しいものはどれか。

ア. 子に受給権があれば父母の生存状況に関係なく必ず支給される。  
イ. 父または母が生計を同じくしていると子の受給権自体が必ず消滅する。  
ウ. この支給停止規定は2026年4月時点ですでに廃止済みである。  
エ. その父または母が遺族基礎年金の受給権者でない場合でも、現行法では子の遺族基礎年金が支給停止となる場合がある。

問題 0094 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 2

寡婦年金の死亡した夫側の基本的な期間要件として正しいものはどれか。

ア. 厚生年金被保険者期間が1年以上あれば足りる。  
イ. 第1号期間が36月以上あれば必ず寡婦年金となる。  
ウ. 死亡日の前日に、第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間が合わせて10年以上あること。  
エ. 夫の年齢が65歳以上なら期間要件はない。

正解 エ

ア: 現行法には支給停止規定がある。  
イ: 支給停止であり失権とは異なる。  
ウ: 廃止は2028年4月施行予定。  
エ: 2028年4月改正予定前の現行ルール。  
総合解説: 基準日後の2028年改正を現行法として先取りしない。

正解 ウ

ア: 寡婦年金は第1号期間が中心。  
イ: 36月は死亡一時金の基準。  
ウ: 寡婦年金は第1号被保険者独自給付。  
エ: 10年以上が必要。  
総合解説: 学生納付特例・納付猶予期間も資格期間に含まれるが、年金額計算には反映されない。

問題 0095 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 3

寡婦年金を受給する妻の要件として正しいものはどれか。

- ア. 婚姻期間1年以上なら20歳から終身受給する。
- イ. 夫と10年以上継続した婚姻関係があり、死亡時に夫に生計を維持されていた妻が、60歳から65歳まで受給する。
- ウ. 妻が再婚しても65歳以後まで必ず継続する。
- エ. 夫と生計別でも婚姻届があれば必ず受給できる。

問題 0096 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 1

寡婦年金の年金額として正しいものはどれか。

- ア. 死亡した夫の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3。
- イ. 妻自身の老齢基礎年金満額の1.25倍。
- ウ. 死亡した夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3。
- エ. 死亡一時金32万円を毎年支給する。

正解 イ

- ア: 婚姻10年以上、60～65歳。
- イ: 婚姻10年以上・生計維持・60～65歳。
- ウ: 寡婦年金には失権事由がある。
- エ: 生計維持要件がある。

総合解説: 事実上の婚姻関係も一定要件に含まれる。

正解 ウ

- ア: 遺族厚生年金と混同。
- イ: 障害基礎年金1級と混同。
- ウ: 寡婦年金は夫の第1号期間に対応する老齢基礎年金額×3/4。
- エ: 寡婦年金は年金給付。

総合解説: 厚生年金期間を含む夫の老齢基礎年金全体ではなく、第1号期間だけで計算する点に注意。

問題 0097 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 1

寡婦年金について正しいものはどれか。

- ア. 夫が老齢基礎年金を受給済みであるほど寡婦年金が増額される。
- イ. 死亡した夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことがある場合は、原則として寡婦年金は支給されない。
- ウ. 夫が障害基礎年金を受けたことがあっても必ず寡婦年金が出る。
- エ. 夫の年金受給歴は寡婦年金と一切関係しない。

問題 0098 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 1

国民年金の死亡一時金の支給に必要な保険料納付月数について正しいものはどれか。

- ア. 10年以上なければ支給できない。
- イ. 1月でも保険料を納めれば必ず支給。
- ウ. 厚生年金の被保険者期間だけを36月以上数える。
- エ. 第1号被保険者として所定の方法で計算した保険料納付月数が36月以上あること。

正解 イ

- ア: 受給歴があると原則支給されない。
- イ: 第1号独自給付として既給付との重複を避ける制度設計。
- ウ: 原則支給されない。
- エ: 受給歴が重要。

総合解説: 妻自身が老齢基礎年金を繰上げ受給している場合も寡婦年金は受けられない。

正解 エ

- ア: 10年は寡婦年金の夫側期間要件。
- イ: 36月以上必要。
- ウ: 第1号被保険者としての納付月数が中心。
- エ: 死亡一時金は3年以上の納付実績が基本。

総合解説: 一部免除期間は納付割合に応じて $3/4 \cdot 1/2 \cdot 1/4$ 月として換算する。

問題 0099 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 2

死亡一時金の支給額について正しいものはどれか。

- ア. 保険料納付月数に応じて120,000円から320,000円で、付加保険料納付月数が36月以上なら8,500円が加算される。
- イ. 納付月数に関係なく一律1,271,000円。
- ウ. 付加保険料を1月でも納めれば年額243,800円を加算する。
- エ. 死亡一時金は年金なので毎年120,000円から320,000円を支給する。

問題 0100 6-4 障害・遺族・独自給付 / 寡婦年金・死亡一時金 難易度 1

死亡一時金と他の国民年金給付との関係として正しいものはどれか。

- ア. 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は常に三つ全部を全額併給できる。
- イ. 遺族が遺族基礎年金を受けられるときは原則死亡一時金は支給されず、寡婦年金を受けられる場合は寡婦年金と死亡一時金のどちらか一方を選択する。
- ウ. 死亡一時金を受けると遺族厚生年金まで必ず受給権が消滅する。
- エ. 寡婦年金の受給権があると死亡一時金の受給権は自動消滅し選択できない。

正解 ア

- ア: 死亡一時金は納付月数段階制 + 付加保険料加算。
- イ: 障害手当金最低保障額と混同。
- ウ: 付加保険料36月以上で8,500円加算。
- エ: 一時金。

総合解説: 付加年金そのものとは別に、死亡一時金にも付加保険料納付実績による8,500円加算がある。

正解 イ

- ア: 調整がある。
- イ: 死亡一時金には遺族基礎・寡婦年金との調整がある。
- ウ: そのような一律失権規定ではない。
- エ: 原則どちらか一方を選択する。

総合解説: 独自給付相互の選択と、基礎年金・厚生年金との併給関係を分けて整理する。

問題 0101 6-5 国民年金の周辺制度 / 振替加算・付加年金 難易度 1

老齢基礎年金の振替加算について正しいものはどれか。

- ア. 65歳になった配偶者の老齢厚生年金にだけ加算される。
- イ. 加給年金額を受けている本人の厚生年金へ65歳以後も同額を加算し続ける。
- ウ. 障害基礎年金1級の受給者だけに加算される。
- エ. 加給年金額の対象となっていた配偶者が65歳になり、一定要件を満たして老齢基礎年金を受ける場合に、その配偶者自身の老齢基礎年金へ加算される。

問題 0102 6-5 国民年金の周辺制度 / 振替加算・付加年金 難易度 2

振替加算の対象となる配偶者の生年月日について正しいものはどれか。

- ア. 原則として大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者が対象となる。
- イ. 昭和41年4月2日以後生まれだけが対象。
- ウ. 平成元年以後生まれの者だけが対象。
- エ. 生年月日に関係なく全ての配偶者に同額加算される。

正解 エ

- ア: 振替加算は原則老齢基礎年金に加算。
- イ: 加給年金終了後、対象配偶者側へ振替える仕組み。
- ウ: 老齢基礎年金の経過的加算。
- エ: 加給年金から配偶者本人の基礎年金へ移る経過的な加算。

総合解説: 加給年金は厚生年金側、振替加算は配偶者の老齢基礎年金側という対応関係を理解する。

正解 ア

- ア: 振替加算は旧制度から新制度への移行に伴う経過措置。
- イ: 昭和41年4月2日以後は原則振替加算なし。
- ウ: 対象世代ではない。
- エ: 生年月日で対象・額が異なる。

総合解説: 若い世代ほど加算額が小さくなり、昭和41年4月2日以後生まれは原則ゼロ。

問題 0103 6-5 国民年金の周辺制度 / 振替加算・付加年金 難易度 1

65歳時に老齢基礎年金を受ける配偶者が、自身の厚生年金保険・共済組合等の加入期間を合計して240月以上有する場合、振替加算について原則正しいものはどれか。

- ア. 240月以上あるほど振替加算が倍増する。
- イ. 厚生年金加入期間は振替加算に一切関係しない。
- ウ. 240月以上なら加給年金額と振替加算を同時に受ける。
- エ. 振替加算の対象外となる。

問題 0104 6-5 国民年金の周辺制度 / 振替加算・付加年金 難易度 1

振替加算の対象者が老齢基礎年金を繰下げ受給する場合について正しいものはどれか。

- ア. 振替加算も1か月0.7%ずつ増額される。
- イ. 繰下げ待機中は老齢基礎年金本体だけ停止し、振替加算だけ毎月支給される。
- ウ. 振替加算の対象者は老齢基礎年金を繰下げることが禁止される。
- エ. 振替加算額は繰下げ増額の対象にならず、繰下げ待機期間中も支給されない。

正解 エ

- ア: 対象外となる。
- イ: 240月未満等の要件がある。
- ウ: 振替加算要件を満たさない。
- エ: 振替加算は自身の被用者年金加入が短い一定世代を補完する経過措置。

総合解説: 生年月日要件に加え、自身の被用者年金加入期間も確認する。

正解 エ

- ア: 振替加算は増額対象外。
- イ: 待機中は振替加算も受けられない。
- ウ: 繰下げ自体は可能。
- エ: 老齢基礎年金本体と振替加算は繰下げ時の扱いが異なる。

総合解説: 繰下げの判断では、待機中に受け取れない振替加算額も考慮する必要がある。

問題 0105 6-5 国民年金の周辺制度 / 振替加算・付加年金 難易度 2

国民年金の付加年金について正しいものはどれか。

- ア. 付加保険料を納付した月数に応じて計算した付加年金が、老齢基礎年金に上乗せして支給される。
- イ. 付加年金は障害基礎年金にだけ上乗せされる。
- ウ. 付加保険料を納めると老齢厚生年金の報酬比例部分が増える。
- エ. 付加年金は一時金として65歳に1回だけ支給される。

問題 0106 6-5 国民年金の周辺制度 / 振替加算・付加年金 難易度 2

国民年金第1号被保険者の上乗せ年金制度について正しいものはどれか。

- ア. 国民年金基金加入者は付加保険料を納めることができず、基金が付加年金相当の機能を含むため両制度は原則併用できない。
- イ. 基金加入者は付加保険料400円を必ず追加で納付しなければならない。
- ウ. 付加年金は第2号被保険者、基金は第3号被保険者だけが加入する。
- エ. 基金加入中に国民年金本体の保険料を滞納しても基金給付には全く影響しない。

正解 ア

- ア: 付加年金は第1号等が任意に上乗せする老齢給付。
- イ: 老齢基礎年金に上乗せ。
- ウ: 国民年金の上乗せ給付。
- エ: 年金として上乗せ支給。

総合解説: 付加年金額は年額200円×付加保険料納付月数で計算する。

正解 ア

- ア: 付加年金と国民年金基金は同時加入不可。
- イ: 原則併用不可。
- ウ: 主に第1号向け制度。
- エ: 本体保険料の滞納期間は基金給付にも影響する。

総合解説: 上乗せ制度を選ぶ際は付加年金・国民年金基金・iDeCoの加入関係を区別する。

問題 0107 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 3

国民年金基金に加入できる者として正しいものはどれか。

- ア. 厚生年金保険の第2号被保険者は全員加入できる。
- イ. 第3号被保険者は被扶養配偶者であれば必ず加入できる。
- ウ. 国民年金保険料を全額免除されている第1号被保険者は、何の手續もなく加入できる。
- エ. 国民年金保険料を納めている第1号被保険者や、一定の国民年金任意加入被保険者。

問題 0108 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 1

国民年金保険料の学生納付特例を受けている第1号被保険者が国民年金基金へ加入したい場合について、原則正しいものはどれか。

- ア. 学生納付特例中ほど基金加入が義務となる。
- イ. 学生納付特例期間中は国民年金基金に加入できない。
- ウ. 学生納付特例中でも基金掛金だけ納めれば本体保険料を納めた扱いになる。
- エ. 学生納付特例は基金加入資格と一切関係しない。

正解 エ

- ア: 第2号は原則加入不可。
- イ: 第3号は加入不可。
- ウ: 免除中は原則加入不可。
- エ: 基金は自営業者等の基礎年金に上乗せする公的な年金制度。

総合解説: 60歳以上65歳未満の任意加入者や海外居住の任意加入者にも加入可能な場合がある。

正解 イ

- ア: 原則加入不可。
- イ: 基金は国民年金本体の保険料を納付していることが基本。
- ウ: 本体と基金は別。
- エ: 免除・猶予等は加入制限。

総合解説: 産前産後免除は例外的に基金加入を継続できる。

問題 0109 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 1

国民年金基金への加入後の脱退について正しいものはどれか。

- ア. いつでも掛金全額返還を受けて自由に脱退できる。
- イ. 基金加入後は会社員になっても加入資格が続く。
- ウ. 加入自体は任意だが、加入後に本人の都合だけで自由に脱退することはできない。
- エ. 基金加入後は国民年金第3号被保険者になっても資格が続く。

問題 0110 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 2

60歳未満で国民年金基金に加入する場合、1口目の給付型について正しいものはどれか。

- ア. 確定年金V型だけを1口目に選ぶ。
- イ. 終身年金A型または終身年金B型から選択する。
- ウ. 1口目は本人が自由に掛金ゼロへ減口できる。
- エ. 1口目は国民年金基金ではなくiDeCoの商品を選ぶ。

正解 ウ

- ア: 任意脱退不可。
  - イ: 第2号になると資格喪失。
  - ウ: 法定の資格喪失事由が生じたときに基金資格を喪失する。
  - エ: 第3号への変更も資格喪失事由。
- 総合解説: 『加入するか』は任意でも、『加入後に好きな時点で脱退するか』は任意ではない。

正解 イ

- ア: 1口目はA型・B型。
  - イ: 1口目は終身年金が基本。
  - ウ: 1口目は減口不可。
  - エ: 制度が異なる。
- 総合解説: 2口目以降は終身年金に加え確定年金の各型から組み合わせることができる。

問題 0111 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 2

- 2026年4月10日時点の国民年金基金の通常の掛金月額上限として正しいものはどれか。
- ア. 月額75,000円で、2026年4月からすでに施行済みである。
  - イ. 月額68,000円であり、iDeCoにも加入している場合は両方の掛金合計で68,000円以内となる。
  - ウ. 基金68,000円とiDeCo68,000円を別々に満額拠出できる。
  - エ. 上限はなく加入者が自由に設定できる。

問題 0112 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 1

- 62歳で国民年金の任意加入被保険者となっている者について、国民年金基金への加入として正しいものはどれか。
- ア. 60歳を超えた者は国民年金基金に絶対加入できない。
  - イ. 62歳の基金加入者は必ず70歳まで掛金を納付する。
  - ウ. 他の要件を満たせば国民年金基金に加入でき、掛金は原則65歳到達前月または任意加入資格喪失予定月の前月まで納付する。
  - エ. 任意加入者は基金ではなく厚生年金基金にしか加入できない。

正解 イ

- ア: 75,000円への引上げは2026年12月分から予定。
- イ: 基準日現在の通常上限は68,000円。
- ウ: 合計で68,000円以内。
- エ: 法定上限がある。
- 総合解説: 2026年12月分から75,000円へ引上げ予定だが、2026年4月10日の試験基準日では未施行。

正解 ウ

- ア: 任意加入者は加入可能。
- イ: 原則65歳前等まで。
- ウ: 60～64歳の任意加入者も基金加入対象。
- エ: 国民年金基金へ加入可能。
- 総合解説: 60歳以後も国民年金任意加入資格が基金加入の基盤となる。

問題 0113 6-5 国民年金の周辺制度 / 国民年金基金 難易度 3

国民年金基金加入者が、国民年金本体の保険料を滞納した期間について正しいものはどれか。

- ア. 基金掛金を納めていれば国民年金本体保険料の滞納は基金給付に一切影響しない。
- イ. その滞納期間に対応する基金の年金給付は受けられず、基金掛金は所定の取扱いにより返還対象となる。
- ウ. 本体保険料を滞納すると過去の基金加入期間全てが自動的に消滅する。
- エ. 基金加入者は国民年金本体保険料を納める必要がない。

問題 0114 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 2

基礎年金の給付費に対する国庫負担の基本割合として正しいものはどれか。

- ア. 第1号被保険者の保険料だけで基礎年金給付費を全額賄い、国庫は負担しない。
- イ. 厚生年金の事業主負担分だけを国庫負担として扱う。
- ウ. 付加保険料400円相当額だけを国庫が負担する。
- エ. 基礎年金給付費について、原則として国庫が2分の1を負担する。

正解 イ

- ア: 本体保険料納付が必要。
  - イ: 基金は基礎年金へ上乗せする制度なので、本体保険料納付が前提。
  - ウ: 滞納期間に対応した取扱い。
  - エ: 本体保険料と基金掛金の双方が必要。
- 総合解説: 国民年金基金だけを独立した積立商品として捉えないことが重要。

正解 エ

- ア: 基礎年金には国庫負担がある。
  - イ: 事業主負担と国庫負担は別。
  - ウ: 付加保険料の制度とは関係しない。
  - エ: 基礎年金の国庫負担割合は原則2分の1。
- 総合解説: 全額免除期間が平成21年4月以後2分の1年金額に反映されることも関係する。

問題 0115 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 1

基礎年金の財政について正しいものはどれか。

- ア. 第1号被保険者の保険料だけで基礎年金給付費を全額賄う。
- イ. 国民年金だけでなく厚生年金など被用者年金制度も、加入者数等に応じた基礎年金拠出金を通じて基礎年金の費用を共同で負担する。
- ウ. 厚生年金加入者は基礎年金の財政に一切関係しない。
- エ. 第3号被保険者本人の定額保険料だけが唯一の財源。

問題 0116 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 1

平成21年4月以後の全額免除期間について、老齢基礎年金額に全額納付時の2分の1が反映される主な制度的理由として正しいものはどれか。

- ア. 基礎年金給付費に国庫負担2分の1が組み込まれているため。
- イ. 免除期間でも本人が実際には全額保険料を納めているから。
- ウ. 事業主が第1号被保険者の保険料を半額負担しているから。
- エ. 付加保険料400円を国庫が代わりに納めるから。

正解 イ

- ア: 被用者年金制度からの拠出もある。
  - イ: 基礎年金は全国民共通の一階部分として各制度が拠出する。
  - ウ: 第2号も基礎年金制度の一員。
  - エ: 第3号本人の個別定額納付はない。
- 総合解説: 基礎年金の一階部分を各公的年金制度が共同で支える仕組み。

正解 ア

- ア: 免除期間にも税財源相当部分を反映。
  - イ: 全額免除なので本人保険料納付なし。
  - ウ: 第1号に事業主折半はない。
  - エ: 付加保険料とは別。
- 総合解説: 国庫負担割合と免除期間の年金額反映率を結びつけて理解する。

問題 0117 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 2

国民年金の老齢・障害・遺族など年金を受ける基本的な権利の消滅時効として原則正しいものはどれか。

ア. 老齢・障害・遺族などの年金の基本権は、原則として権利発生から5年で時効となる。  
イ. 健康保険給付と同様に、すべての年金基本権は2年で時効となる。  
ウ. 年金の基本権には時効がなく、請求時期にかかわらず無制限に遡及できる。  
エ. 死亡一時金と同じく、死亡日を起算点として一律2年で時効となる。

問題 0118 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 3

国民年金の死亡一時金を受ける権利の時効として正しいものはどれか。

ア. 老齢・障害・遺族年金の基本権と同じく、死亡日の翌日から5年で時効となる。  
イ. 死亡一時金には時効がなく、遺族はいつでも請求できる。  
ウ. 死亡一時金を受ける権利は、死亡日の翌日から2年で時効となる。  
エ. 国民年金保険料の追納可能期間と同じく、死亡日の翌日から10年で時効となる。

正解 ア

ア: 公的年金の基本権の法定時効は原則5年。  
イ: 年金基本権は原則5年。  
ウ: 法定時効がある。  
エ: 死亡一時金とは給付類型・起算点が異なる。

総合解説: 年金の各支払期ごとの支分権にも時効が関係する。

正解 ウ

ア: 死亡一時金は2年。  
イ: 2年の時効がある。  
ウ: 死亡一時金の時効は死亡日の翌日から2年。  
エ: 追納期間とは別で、死亡一時金は2年。

総合解説: 給付種類によって5年と2年を区別する。

問題 0119 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 1

- 障害認定日に障害基礎年金の要件を満たしていた者が長期間請求していなかった場合について正しいものはどれか。
- ア. 障害認定日の翌月から受給権がある場合でも、実際に遡って受け取れる年金は時効により原則5年分が限度となる。
  - イ. 10年前の認定日まで必ず全額無制限に遡及支給される。
  - ウ. 請求が1日でも遅れると過去分は全て受けられない。
  - エ. 事後重症請求も障害認定日まで5年間遡って支給される。

正解 ア

- ア: 認定日請求の受給権発生時期と支分権の時効を区別する。
- イ: 原則5年分が限度。
- ウ: 5年の範囲で遡及可能。
- エ: 事後重症は請求翌月から。
- 総合解説: 『受給権がいつ発生したか』と『過去分をどこまで受け取れるか』は別問題。

問題 0120 6-5 国民年金の周辺制度 / 財政・国庫負担・時効 難易度 2

- 公的年金制度の財政運営について、国民年金の財政を理解するうえで適切な説明はどれか。
- ア. 現在の給付は受給者本人が過去に積み立てた保険料だけから全額支払う完全積立方式である。
  - イ. 国庫負担や積立金は一切使用せず、第1号の当月保険料だけで給付する。
  - ウ. 保険料・国庫負担・積立金等を財源とし、長期的な給付と負担の均衡を確認しながら制度を運営する。
  - エ. 財政状況に関係なく年金額・保険料は永久に固定される。

正解 ウ

- ア: 公的年金は世代間扶養を基本とし積立金も活用。
- イ: 複数財源を用いる。
- ウ: 賦課方式を基本としつつ積立金も活用する公的年金財政。
- エ: 年金額改定や財政検証等の仕組みがある。
- 総合解説: 国民年金の財政は単年度の収支だけでなく長期的な制度均衡で捉える。

問題 0121 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 2

国民年金第1号被保険者と厚生年金保険の一般被保険者の年齢上限の比較として正しいものはどれか。  
ア. 国民年金第1号は原則60歳未満、厚生年金の一般被保険者は原則70歳未満である。  
イ. 両方とも原則60歳未満。  
ウ. 国民年金第1号は原則70歳未満、厚生年金は原則60歳未満。  
エ. 両方とも年齢上限はない。

正解 ア

ア: 両制度で年齢上限が異なる。  
イ: 厚生年金は原則70歳未満。  
ウ: 逆。  
エ: 法定年齢要件がある。  
総合解説: 60歳以後の任意加入、70歳以上被用者などの例外制度も別途整理する。

問題 0122 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 3

59歳の会社員が3月31日に退職し、翌日から厚生年金に加入せず第3号にもならない。手続期限の比較として正しいものはどれか。  
ア. 両方とも翌月10日まで。  
イ. 事業主の厚生年金資格喪失届は資格喪失から5日以内、本人の国民年金第1号への切替は原則14日以内。  
ウ. 厚生年金資格喪失届は20日以内、国民年金切替は5日以内。  
エ. 退職すれば双方とも届出不要で完全自動処理される。

正解 イ

ア: 雇用保険資格取得届等と混同。  
イ: 厚生年金の事業主届5日と国民年金本人手続14日を区別する。  
ウ: 期限が逆でもなく、正しくは5日と14日。  
エ: 必要な届出がある。  
総合解説: 同じ退職でも制度ごとに届出主体と期限が異なる。

問題 0123 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 1

健康保険の手続期限の比較として正しいものはどれか。

- ア. 被扶養者（異動）届は原則事実発生から5日以内、任意継続の資格取得申出は資格喪失日から20日以内。
- イ. 被扶養者届も任意継続申出も一律30日以内。
- ウ. 任意継続は退職後2年以内なら申出可能。
- エ. 被扶養者異動届は年1回の算定基礎届時だけ提出する。

問題 0124 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 2

雇用保険被保険者に関する事業主の届出期限として正しいものはどれか。

- ア. 資格取得届は被保険者となった月の翌月10日まで、資格喪失届は資格喪失事実の翌日から10日以内。
- イ. 資格取得届・資格喪失届とも事実発生日から5日以内。
- ウ. 資格取得届は20日以内、資格喪失届は翌月末まで。
- エ. 雇用保険には個々の被保険者資格届が存在しない。

正解 ア

- ア: 健康保険でも手続の種類により5日と20日がある。
  - イ: 期限が異なる。
  - ウ: 原則20日以内。
  - エ: 事実発生ごとに5日以内。
- 総合解説: 数字だけでなく『何の届出か』とセットで覚える。

正解 ア

- ア: 取得と喪失で期限の数え方が異なる。
  - イ: 厚生年金等と混同。
  - ウ: 法定期限ではない。
  - エ: 取得届・喪失届がある。
- 総合解説: 『翌月10日まで』と『翌日から10日以内』を取り違えない。

問題 0125 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 1

新たに労働保険の保険関係が成立した事業の手続期限として正しい組合せはどれか。

- ア. 成立届50日以内、概算保険料10日以内。
- イ. 両方とも翌月10日まで。
- ウ. 成立届だけで概算保険料の申告は不要。
- エ. 保険関係成立届は成立日の翌日から10日以内、概算保険料の申告・納付は成立日から50日以内。

問題 0126 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 2

会社員の配偶者が健康保険の被扶養者かつ国民年金第3号被保険者となる場合の手続として正しいものはどれか。

- ア. 配偶者本人がハローワークへ雇用保険資格取得届を提出する。
- イ. 配偶者本人が税務署へ国民年金第3号届を提出する。
- ウ. 通常、会社員である第2号被保険者の勤務先を経由して被扶養者（異動）届・第3号関係届を提出する。
- エ. 第3号は保険料を納めれば届出不要。

正解 エ

- ア: 逆。
  - イ: 雇用保険資格取得届と混同。
  - ウ: 別途申告・納付が必要。
  - エ: 労働保険では成立届10日、概算保険料50日。
- 総合解説: 保険関係成立と保険料申告は別手続。

正解 ウ

- ア: 制度・提出先が異なる。
  - イ: 税務署は提出先ではない。
  - ウ: 被扶養者・第3号の手続は勤務先経由が基本。
  - エ: 資格関係届が必要。
- 総合解説: 健康保険の被扶養者認定と国民年金第3号の届出は関連して行われる。

問題 0127 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 2

健康保険の任意継続と国民年金の60歳以上任意加入の申出について正しいものはどれか。

ア. 健康保険任意継続は資格喪失日から20日以内という厳格な申出期限がある一方、国民年金任意加入は要件を満たす期間中に申出し、原則申出月から加入する。

イ. どちらも退職後2年以内なら過去に遡って加入できる。

ウ. 国民年金任意加入にも資格喪失後20日以内という同じ期限がある。

エ. 健康保険任意継続は65歳までいつでも申出できる。

問題 0128 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 2

4月15日に雇用され、同日から雇用保険と厚生年金の被保険者になった労働者について、事業主の資格取得届期限として正しいものはどれか。

ア. 両方とも4月30日まで。

イ. 厚生年金は翌月10日、雇用保険は5日以内。

ウ. どちらも労働保険年度更新時にまとめればよい。

エ. 厚生年金は事実発生から5日以内、雇用保険は資格取得日の属する月の翌月10日まで。

正解 ア

ア: 同じ『任意』でも申出期限・効力発生が異なる。

イ: いずれもそのような遡及制度ではない。

ウ: 20日要件は健康保険任意継続。

エ: 資格喪失日から20日以内。

総合解説: 制度名の似た『任意継続』『任意加入』を期限ごと区別する。

正解 エ

ア: 法定期限ではない。

イ: 逆。

ウ: 資格取得時に個別届出が必要。

エ: 社会保険と雇用保険で期限が違う。

総合解説: 採用実務では複数制度の届出期限を同時に管理する必要がある。

問題 0129 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 3

- 20歳以上60歳未満の者について、国民年金第1号被保険者と雇用保険被保険者の適用要件の違いとして正しいものはどれか。
- ア. 両制度とも週20時間以上だけを唯一の要件とする。
  - イ. 国民年金第1号も雇用保険も第2号被保険者の扶養配偶者だけを対象とする。
  - ウ. 国民年金第1号は国内住所・年齢と第2号・第3号非該当で判定する一方、雇用保険は原則週20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等で判定する。
  - エ. 雇用保険は年齢20～60歳だけに限定される。

問題 0130 6-6 横断整理 / 資格・届出期限の比較 難易度 2

- 年齢到達による公的年金の資格・給付の変化として正しいものはどれか。
- ア. 国民年金第1号、老齢基礎年金、厚生年金一般資格はすべて65歳が共通境界。
  - イ. 厚生年金は60歳で一般被保険者資格が必ず終了する。
  - ウ. 老齢基礎年金は70歳が原則支給開始年齢。
  - エ. 国民年金第1号は原則60歳で強制加入を終え、老齢基礎年金は原則65歳から、厚生年金の一般被保険者資格は原則70歳で終了する。

正解 ウ

- ア: 国民年金第1号は週労働時間で判定しない。
  - イ: 全く異なる。
  - ウ: 制度ごとに資格判定軸が異なる。
  - エ: 年齢要件は同一ではない。
- 総合解説: 横断問題では同じ『被保険者』でも根拠となる資格要件を制度別に整理する。

正解 エ

- ア: 60・65・70歳で異なる。
  - イ: 原則70歳未満。
  - ウ: 原則65歳。
  - エ: 60・65・70歳はそれぞれ異なる制度上の節目。
- 総合解説: 年齢数字を単独で覚えず、資格・給付・任意加入のどの論点かを対応させる。

問題 0131 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 1

障害基礎年金と障害厚生年金の障害等級の比較として正しいものはどれか。

- ア. 両方とも1級だけ。
- イ. 障害基礎年金に3級があり、障害厚生年金には3級がない。
- ウ. 障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級・2級・3級がある。
- エ. 両方とも1級から5級まで。

正解 ウ

- ア: 2級等もある。
- イ: 逆。
- ウ: 厚生年金には3級まである。
- エ: 法定等級ではない。

総合解説: 3級未満の一定障害には厚生年金独自の障害手当金がある。

問題 0132 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

障害基礎年金と障害厚生年金の家族加算の比較として正しいものはどれか。

- ア. 障害基礎年金には配偶者加給だけがあり、子加算はない。
- イ. 障害厚生年金3級にも必ず配偶者加給が付く。
- ウ. 両制度とも家族加算は一切ない。
- エ. 障害基礎年金には対象となる子の加算があり、障害厚生年金1級・2級には要件を満たす配偶者の加給年金額がある。

正解 エ

- ア: 子加算がある。
- イ: 配偶者加給は1・2級。
- ウ: 法定加算がある。
- エ: 基礎年金は子、厚生年金は配偶者という違い。

総合解説: 同じ障害給付でも家族加算の対象が異なる。

問題 0133 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

遺族基礎年金と遺族厚生年金の対象遺族の比較として正しいものはどれか。

- ア. 両制度とも兄弟姉妹まで同じ順位で対象。
- イ. 遺族基礎年金は父母だけ、遺族厚生年金は子だけを対象とする。
- ウ. 子のない配偶者は遺族基礎年金を必ず受ける。
- エ. 遺族基礎年金は子のある配偶者または子が中心で、遺族厚生年金は配偶者・子・父母・孫・祖父母まで一定要件で対象となり得る。

問題 0134 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

死亡者の要件を満たし、子のある配偶者が遺族基礎年金と遺族厚生年金の双方の受給要件を満たす場合について正しいものはどれか。

- ア. 同一の死亡を支給事由とする基礎年金と厚生年金として、原則あわせて受給できる。
- イ. 必ずどちらか一方だけを選択する。
- ウ. 遺族厚生年金を受けると遺族基礎年金の受給権は自動消滅する。
- エ. 遺族基礎年金は厚生年金加入者の遺族には絶対支給されない。

正解 エ

- ア: 遺族基礎年金は対象外、遺族厚生年金も兄弟姉妹は原則対象外。
- イ: 逆でもなく範囲が異なる。
- ウ: 遺族基礎年金は子のある配偶者等。
- エ: 遺族厚生年金の方が対象親族の範囲が広い。

総合解説: 『誰が遺族になれるか』は基礎と厚生で大きく異なる。

正解 ア

- ア: 二階建ての遺族給付。
- イ: 同一支給事由の基礎・厚生は併給可能。
- ウ: 要件を満たせば併給。
- エ: 子のある配偶者等なら支給され得る。

総合解説: 老齢基礎 + 老齢厚生、障害基礎 + 障害厚生と同様の二階建て。

問題 0135 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 3

同じ死亡について寡婦年金と死亡一時金の双方の要件を満たす場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア. 遺族は寡婦年金と死亡一時金のどちらか一方を選択する。
- イ. 必ず両方を全額受給する。
- ウ. 死亡一時金だけが強制的に優先され、寡婦年金は選べない。
- エ. 寡婦年金を選ぶと遺族厚生年金の受給権まで必ず失う。

正解 ア

- ア: 第1号独自給付相互は選択関係。
- イ: どちらか一方を選択。
- ウ: 選択可能。
- エ: 別制度との関係は個別判断。

総合解説: 独自給付同士の選択と公的年金の二階建て併給を区別する。

問題 0136 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

65歳で老齢基礎年金と老齢厚生年金の双方の受給要件を満たす者について正しいものはどれか。

- ア. 必ず金額の高い方一つだけを選ぶ。
- イ. 同一の老齢を支給事由とする二階建ての年金として、原則あわせて受給できる。
- ウ. 老齢厚生年金を受けると老齢基礎年金は全額支給停止。
- エ. 厚生年金加入歴がある者は老齢基礎年金を受けられない。

正解 イ

- ア: 同一支給事由なので併給可能。
- イ: 基礎年金 + 厚生年金の基本構造。
- ウ: 原則併給。
- エ: 第2号期間も基礎年金に反映。

総合解説: 公的年金の『1人1年金原則』の例外というより、同一支給事由の二階建てとして理解する。

問題 0137 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

65歳以上で障害基礎年金と老齢厚生年金の双方の受給権を有する場合について正しいものはどれか。

- ア. 支給事由が異なるため年齢に関係なく絶対に併給できない。
- イ. 老齢厚生年金の受給権が生じると障害基礎年金は必ず失権する。
- ウ. 65歳以後は老齢基礎年金と障害基礎年金も必ず同時に全額受給できる。
- エ. 障害基礎年金と老齢厚生年金を組み合わせで受給できる場合がある。

問題 0138 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 1

65歳になるまでの老齢年金と雇用保険の基本手当との調整について正しいものはどれか。

- ア. 基本手当を受けると老齢基礎年金も必ず全額停止される。
- イ. 基本手当と特別支給の老齢厚生年金は無条件で全額併給できる。
- ウ. 基本手当を受けると障害基礎年金も同じ理由で必ず停止される。
- エ. 基本手当との調整により支給停止対象となるのは特別支給の老齢厚生年金等であり、老齢基礎年金はこの調整によって支給停止されない。

正解 エ

- ア: 65歳以後は併給可能な組合せがある。
  - イ: 受給権が消滅するわけではない。
  - ウ: 基礎年金同士は選択関係。
  - エ: 65歳以後の併給特例。
- 総合解説: 65歳前後で併給可能な組合せが変化する。

正解 エ

- ア: 老齢基礎年金は調整対象外。
  - イ: 原則調整される。
  - ウ: この調整は老齢厚生年金等が対象。
  - エ: 雇用保険調整は老齢厚生年金側の論点。
- 総合解説: 『どの年金が停止されるか』を制度横断で確認する。

問題 0139 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

- 20歳前傷病による障害基礎年金と、保険料拠出を要件とする通常の障害基礎年金の比較として正しいものはどれか。
- ア. 両方とも年収850万円以上なら必ず全額停止。
  - イ. 20歳前傷病による障害基礎年金には本人所得による支給制限があるが、通常の障害基礎年金には同じ所得制限は設けられていない。
  - ウ. 通常の障害基礎年金だけに本人所得制限があり、20歳前傷病にはない。
  - エ. 障害基礎年金は種類を問わず所得により必ず停止。

正解 イ

- ア: 850万円は生計維持の目安であり本論点ではない。  
イ: 無拠出給付である20歳前傷病に独自制限がある。  
ウ: 逆。  
エ: 通常給付に同じ所得制限はない。  
総合解説: 支給停止理由は給付類型により異なる。

問題 0140 6-6 横断整理 / 給付要件・支給停止・併給の比較 難易度 2

- 2026年4月10日時点で、子に遺族基礎年金の受給権があるが、生計を同じくする父または母がいるため子の年金が支給停止される場合について正しいものはどれか。
- ア. 子に遺族基礎年金の受給権が一度でも生じれば死亡一時金は例外なく永久に支給不可。
  - イ. その父または母が遺族基礎年金の受給権を有しない場合、所定要件を満たせば死亡一時金を受けられる場合がある。
  - ウ. 父母が生計を同じくしていれば子の受給権そのものが必ず消滅する。
  - エ. 2026年4月時点で子の停止規定はすでに廃止済みである。

正解 イ

- ア: 支給停止の場合の例外がある。  
イ: 現行法には子の停止と死亡一時金の例外的な接続がある。  
ウ: 支給停止。  
エ: 廃止予定は2028年4月。  
総合解説: 将来改正と基準日現在の給付調整を区別する。

問題 0141 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 1

国民年金の時効期間の比較として正しいものはどれか。

- ア. 年金基本権も死亡一時金も一律2年。死亡一時金側の期間に統一する。
- イ. 年金基本権も死亡一時金も一律5年。年金側の期間に統一する。
- ウ. 年金基本権は原則5年、死亡一時金は死亡日の翌日から2年。給付種類で期間を区別する。
- エ. 年金も死亡一時金も時効なし。国民年金給付に消滅時効はないとする。

問題 0142 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 3

健康保険給付と公的年金給付の一般的な時効期間の比較として正しいものはどれか。

- ア. 健康保険5年、公的年金2年。
- イ. 健康保険給付は原則2年、公的年金の基本権は原則5年。
- ウ. 両方とも10年。
- エ. 健康保険にだけ時効があり年金にはない。

正解 ウ

- ア: 年金基本権は5年。
  - イ: 死亡一時金は2年。
  - ウ: 年金と一時金で時効期間が異なる。
  - エ: 法定時効がある。
- 総合解説: 給付名と時効期間を対応させて覚える。

正解 イ

- ア: 逆。
  - イ: 社会保険制度ごとに時効期間が異なる。
  - ウ: 法定期間ではない。
  - エ: 年金にも時効がある。
- 総合解説: 社労士試験の横断整理では『2年か5年か』が頻出。

問題 0143 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 2

国民年金保険料の免除等の申請と、承認済み免除等期間の追納について正しいものはどれか。

- ア. 免除申請も追納も一律10年遡れる。
- イ. 免除等は原則として申請時点から2年1か月前まで遡って申請でき、承認された免除等期間は原則10年以内なら追納できる。
- ウ. 免除申請は5年、追納は2年。
- エ. 免除承認を受けた期間は追納できない。

問題 0144 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 3

国民年金の年金決定に不服がある場合、社会保険審査官への審査請求の原則的な期限として正しいものはどれか。

- ア. 決定を知った日の翌日から10日以内。
- イ. 決定から5年以内ならいつでもよい。
- ウ. 決定があったことを知った日の翌日から3か月以内。
- エ. 不服申立制度はなく直ちに裁判しかない。

正解 イ

- ア: 免除申請は原則2年1か月前まで。
- イ: 免除申請の遡及と追納は期間が異なる。
- ウ: 法定期間が異なる。
- エ: 10年以内の追納制度がある。

総合解説: 『これから免除を申請する期限』と『既に免除された期間を追納する期限』を分ける。

正解 ウ

- ア: 原則3か月。
- イ: 年金時効と混同。
- ウ: 社会保険審査官への第一段階の不服申立ては原則3か月。
- エ: 審査請求制度がある。

総合解説: 年金受給権の時効5年と不服申立期間3か月を混同しない。

問題 0145 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 3

社会保険審査官の決定にさらに不服がある場合の社会保険審査会への再審査請求期限として正しいものはどれか。

ア. 第一段階と同じ3か月以内。  
イ. 5年以内。  
ウ. 決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内。  
エ. 再審査請求の制度はない。

正解 ウ

ア: 再審査請求は2か月。  
イ: 年金時効と混同。  
ウ: 再審査請求は2か月。  
エ: 社会保険審査会へ請求できる。  
総合解説: 審査請求3か月、再審査請求2か月の組合せを整理する。

問題 0146 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 3

年金制度で『生計を維持されている』と認める一般的な収入要件として正しいものはどれか。

ア. 健康保険の被扶養者と同じく年収130万円未満だけが唯一の基準。  
イ. 収入は一切問わず同居だけでよい。  
ウ. 原則として前年の収入850万円未満、または所得655万5千円未満。  
エ. 前年所得が1,000万円未満ならば必ず生計維持。

正解 ウ

ア: 年金の生計維持は原則850万円未満等。  
イ: 収入要件もある。  
ウ: 生計同一と収入要件の双方を確認する。  
エ: 基準を超える。  
総合解説: 健康保険の扶養基準と年金給付の生計維持基準は大きく異なる。

問題 0147 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 2

死亡一時金と遺族基礎年金の遺族要件を比較した説明として正しいものはどれか。

- ア. 死亡一時金は死亡者と生計を同じくしていた遺族が対象となり、遺族基礎年金は死亡者に生計を維持されていた子のある配偶者・子が対象となる。
- イ. 両給付とも法定上『生計維持』という同一要件だけを用いる。
- ウ. 死亡一時金は生計関係を一切問わない。
- エ. 遺族基礎年金は死亡者と別居していれば必ず対象外。

問題 0148 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 2

収入基準の横断比較として正しいものはどれか。

- ア. 第3号被保険者の被扶養配偶者は原則年収130万円未満が目安で、年金給付の生計維持は原則前年收入850万円未満または所得655万5千円未満で判定する。
- イ. 両制度とも一律850万円未満。年金給付の生計維持基準を第3号にも適用する。
- ウ. 両制度とも一律130万円未満。第3号の扶養基準を年金給付の生計維持にも適用する。
- エ. 両制度とも収入確認なし。扶養・生計維持の収入要件を否定する。

正解 ア

- ア: 『生計同一』と『生計維持』は同じ文言ではない。
- イ: 死亡一時金は生計同一。
- ウ: 生計同一が必要。
- エ: 生計維持は別居でも仕送り等で認められる場合がある。

総合解説: 似た用語を条文上の要件に即して区別する。

正解 ア

- ア: 同じ家族関係でも制度ごとに収入基準が異なる。
- イ: 第3号は原則130万円未満。
- ウ: 生計維持の基準は異なる。
- エ: 双方に収入要件がある。

総合解説: 『130万円』と『850万円』を制度名とセットで整理する。

問題 0149 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 2

2026年4月1日以後の離婚等に係る厚生年金の年金分割請求期限と、公的年金基本権の時効期間の比較として正しいものはどれか。

- ア. 年金分割は2年、公的年金基本権は2年で完全に同じ。
- イ. 年金分割には期限がなく、公的年金だけ5年。
- ウ. 年金分割は原則離婚等の日の翌日から5年以内で、公的年金の基本権も法定時効は原則5年だが、制度上の意味と起算点は異なる。
- エ. 両方が5年なので起算点も法的性質も全く同じ。

問題 0150 6-6 横断整理 / 時効・不服申立て・生計維持等の比較 難易度 2

公的年金に関する期限の組合せとして正しいものはどれか。

- ア. 年金基本権は原則5年、死亡一時金は2年、社会保険審査官への審査請求は原則3か月、社会保険審査会への再審査請求は2か月。
- イ. 年金5年、死亡一時金5年、審査請求2年、再審査請求1年。
- ウ. 年金2年、死亡一時金5年、審査請求3か月、再審査請求3か月。
- エ. すべて一律2年。

正解 ウ

- ア: 2026年4月以後の年金分割は5年。
  - イ: 年金分割にも請求期限がある。
  - ウ: 同じ5年でも性質が異なる。
  - エ: 分割請求期限と給付時効は別制度。
- 総合解説: 数字が同じでも制度・起算点を区別することが横断整理の要点。

正解 ア

- ア: 給付請求と不服申立てで期間体系が異なる。
  - イ: 複数箇所が誤り。
  - ウ: 年金・一時金・再審査の期間が誤り。
  - エ: 制度ごとに異なる。
- 総合解説: 期限問題は『給付の時効』『届出期限』『不服申立期間』の三群に分けると整理しやすい。